第１回
西予市第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

（当日説明資料　事前送付分）

令和２年１０月３０日（金）

長寿介護課

※本資料につきましては、委員会当日にご持参いただきますようお願いいたします。

目　　次

第１章　介護保険事業計画等の策定について（概要）
第２章　計画の策定スケジュールについて
第３章　本市の現状（高齢者を取り巻く状況）について
①高齢者人口・世帯数
②要介護認定者数
③介護保険施設等の整備数
④介護保険サービス利用者数
⑤介護費用額
⑥計画の進捗状況
⑦介護保険料
⑧高齢者福祉事業等

第1章
介護保険事業計画等の概要

西予市介護保険事業計画等策定委員会の概要

1　委員会の設置目的

市では、保険給付の円滑な実施に関する計画を幅広い関係者の協力を得て策定するため、高齢者福祉に関わりの深い団体等の代表者を構成員として、標記委員会を設置します。

2　計画の策定

平成 30 年３月に策定した現行第７期計画（計画期間：平成 30 年度から令和２年度の３年間）が、令和２年度末をもって満了することから、次期第８期計画（計画期間：令和３年度から５年度の３年間）を今年度中（令和３年３月迄）に策定します。

3　委員会の開催時期等

委員会は、令和２年度中に４回程度開催する予定です。

4　委員の就任期間

令和２年 10 月 30 日（第１回の開催日）～令和３年３月 31 日

西予市第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について（概要）

１　趣旨

本市では、高齢者福祉事業及び介護保険事業の更なる充実を図るため、「西予市第７期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し同計画に基づいて、高齢者の福祉等の充実に向け取り組んでいる。

この計画期間が、令和２年度末をもって満了することから、国・県の動向や本市の高齢者の現状・課題などを分析し、令和３年度から始まる「西予市第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定する。

２　計画の位置付け

老人福祉法 第 20 条の 8	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第 117 条第１項	市町村は、基本指針に即して、３年を１期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

※本計画において定めるもの等　（法第 117 条及び国の基本指針より）

・日常生活圏域の設定　（第７期は、明浜・宇和圏域、野村・城川圏域、三瓶圏域の３圏域）
・日常生活圏域ごとの地密着型サービスに係る必要利用定員総数確保のための方策
・介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量確保ための方策
・地域支援事業の費用額、見込量と見込量確保のための方策
・介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付の費用額、地域支援事業の量、地域支援事業の費用額及び保険料の水準に関する中長期的な推計等

※上記２つの計画を合わせて「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」とし一体的に策定する。

３　本市における基礎調査等の実施について

①　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
目的：要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること
②　在宅介護実態調査
目的：要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労の継続」に有効な介護保険サービス等の利用のあり方や、介護保険サービス等の整備の方向性を検討すること
③　ケアマネジャー等調査（サービスを提供する側の調査）
④　特別養護老人ホーム、グループホーム等の待機者調査
⑤　上記④調査結果に基づく追跡調査

西予市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成16年４月１日
告　示　第 32 号

（設置）

第１条　介護を社会全体で支え、高齢者が生き生きと生活できるまちづくりを目指し、国が定める基本指針に即して、西予市における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「介護保険事業計画」という。）を策定するため、西予市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、幅広い関係者の協力を得て、次に掲げる項目について審議検討し、意見及び提言を行うものとする。

（１）　介護保険事業計画案の策定に関すること。

（２）　老人福祉計画の見直しに関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、介護保険事業計画の策定に関して必要な事項。

（組織）

第３条　委員会は、20人以内で組織する。

２　委員会の委員は、市長が、委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から介護保険事業計画案の策定年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会の会議は、委員の２分の１以上の出席がなければ開くことが出来ない。

３　委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、西予市役所内に置き、庶務は、長寿介護課が行う。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

西予市第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会　委員名簿

番号	区　分	所　属　等	職　名	氏　名	旧町区分
1	学識経験者	西予市議会厚生常任委員会	委員長	二宮（にのみや）　一朗（いちろう）	－
2		西予市議会厚生常任委員会	副委員長	和気（わけ）　数男（かずお）	－
3	保健医療関係者	西予市医師会	会長	織田（おだ）　英昭（ひであき）	－
4		愛媛県歯科医師会東宇和支部	会長	片山（かたやま）　貴夫（たかお）	－
5		認知症初期集中支援チーム	認知症サポート医	安食（あじき）　研治（けんじ）	－
6	福祉関係者	西予市民生児童委員協議会	会長	河野（こうの）　秀雄（ひでお）	－
7		西予市社会福祉協議会	会長	河野（こうの）　敏雅（としまさ）	－
8		西予総合福祉会	理事長	清家（せいけ）　浩之（ひろゆき）	－
9		西予市野城総合福祉協会	業務執行理	山岡（やまおか）　三枝（みえ）	－
10	住民代表（第１号被保険者）	西予市老人クラブ連合会	会長	梅川（うめかわ）　光俊（みつとし）	城川
11		西予市介護相談員	－	濵木（はまき）　君代（きみよ）	明浜
12		西予市介護相談員	－	西田（にしだ）　光和（みつかず）	野村
13		西予市連合婦人会	福祉部長	山本（やまもと）　瑤子（ようこ）	宇和
14		西予市介護相談員	－	池本（いけもと）　廣美（ひろみ）	三瓶
15	居宅サービス事業者	訪問看護ステーション東宇和	所長	小川口（おがわぐち）　淳子（じゅんこ）	－
16	介護支援専門員代表	主任介護支援専門員	－	川中（かわなか）　小由里（さゆり）	－
17	地域密着型サービス事業者	有限会社和家　グループホーム蘭（認知症対応型共同生活介護）	取締役	和家（わけ）　愼一郎（しんいちろう）	－
18	施設サービス事業者	老人保健施設みのり園（介護老人保健施設）	施設長	樋口（ひぐち）　志保（しほ）	－
19	地域包括支援センター	西予市地域包括支援センター	センター長	川崎（かわさき）　久味（ひさみ）	－
20	行政関係者	西予市福祉事務所	所長	藤井（ふじい）　兼人（かねと）	－

※　敬称略・順不同

介護保険事業（支援）計画について

○ 保険給付の円滑な実施のため、３年間を１期とする介護保険事業（支援）計画を作成している。
（第７期：平成30～32（令和２）年度　第８期：令和３～５年度）

国の基本指針（法第116条）　（７期指針：平成30年３月厚生労働省告示第57号）

○ 介護保険法第１１６条第１項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

○ 区域（日常生活圏域）の設定

○ 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）

○ 各年度における必要定員総数（区域毎）
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○ 各年度における地域支援事業の量の見込み

○ 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標　　○ その他の事項

保険料の設定等

○保険料の設定

○市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

○ 区域（老人福祉圏域）の設定

○ 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）

○ 各年度における必要定員総数（区域毎）
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）

○ 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標　　○ その他の事項

基盤整備

○都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

※出典：厚生労働省

第8期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ

R元.7.23

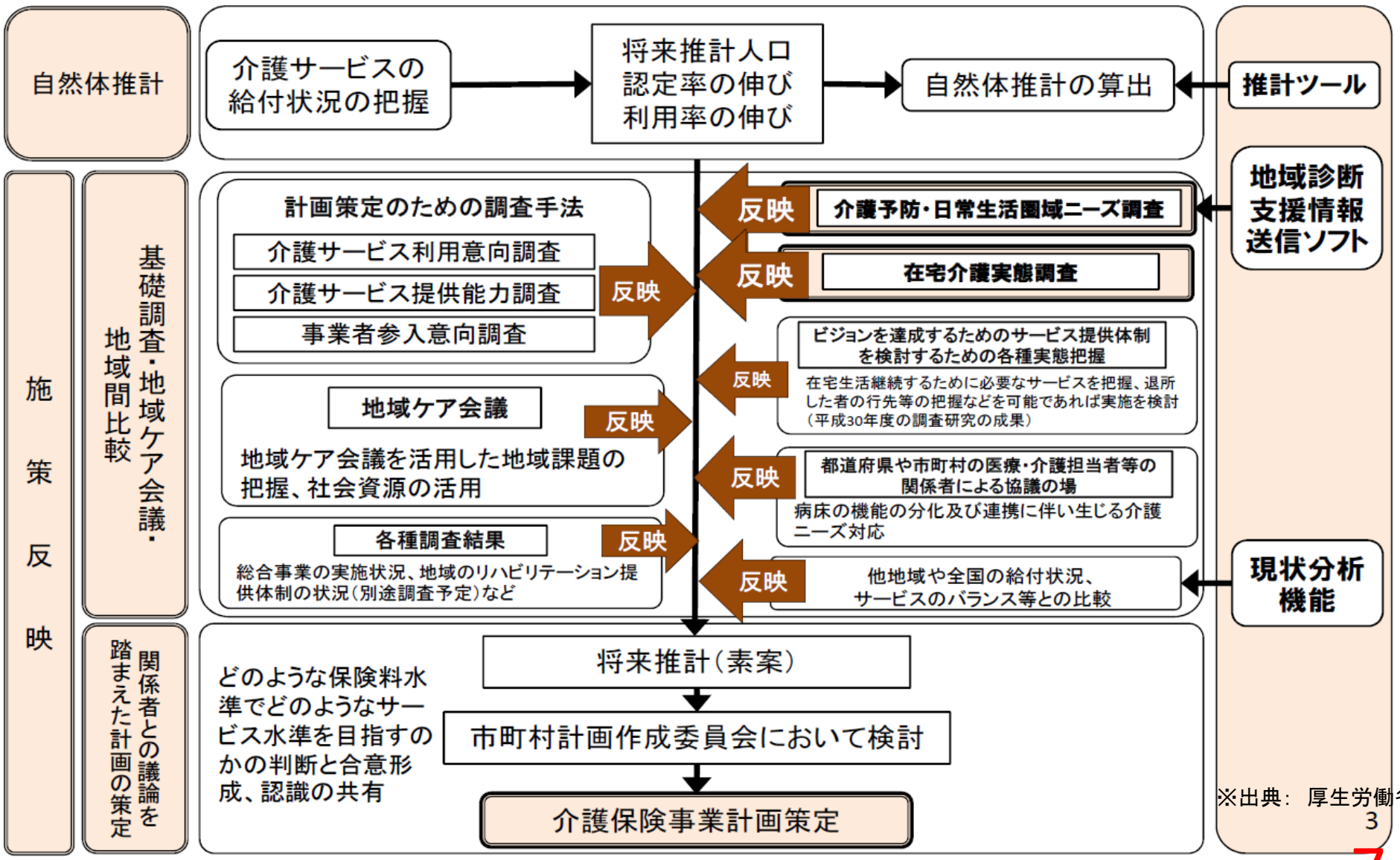

※出典： 厚生労働省

7

介護保険制度改正の全体像

(1) 介護予防・地域づくりの推進

- 地域の高齢者に「通いの場」などに集ってもらう
- 地域住民同士の助け合い（互助）を進めていく
- 医療・介護・福祉の専門家に知恵を出し合ってもらう

(2) **地域包括ケアシステムの推進**

- 介護施設等の整備にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（小規模多機能型居宅介護などについて大規模修繕費に基金から助成が行われる）
- 「特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム」も補助対象に追加する
- 介護職員の宿舎施設整備も補助対象とする―ことで、介護離職ゼロを推進

(3) **介護現場の革新**

- 介護人材確保のためのボランティアポイントの活用
- 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業

(4) 保険者機能の強化

- 保険者機能強化推進交付金の抜本的な強化

(5) 制度の持続性の確保

- 介護保険料の伸びの抑制に向けて、給付と負担について不断の見直し

(6) データ利活用のためのICT基盤整備

- 活用介護関連データの利に向けたシステム面・制度面での環境整備

第2章
計画の策定スケジュール

第８期西予市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定スケジュール （案）

	令和２年度									令和３年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 計画策定に必要な情報・資料の収集・分析												
第８期介護保険の情報収集、資料作成												
国・県・市の統計データの収集・整理												
2 在宅介護実態調査												
調査票の発送と回収（R2.2月～）												
集計・分析												
調査結果報告書の作成・公表・活用												
3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査												
調査票の発送と回収　R1年度中に実施												
集計・分析												
調査結果報告書の作成・公表・活用												
4 その他調査												
特養待機者追跡調査												
ケアマネ調査												
グループホーム等待機者調査												
5 計画対象者の推計・サービス見込み量の設定												
高齢者人口の推計												
施設等待機者の分析												
要介護認定者の分析及び推計												
給付実績分析及び推計												
介護サービス見込み量の設定												
介護保険料等の設定												
6 計画の骨子案・最終素案のとりまとめ												
７期計画の検証・評価												
計画骨子（案）の作成												
計画素案（案）の作成												
計画書・概要版の編集・印刷												
7 市策定委員会												
会議の開催							第1回		第2回	第3回	第4回	
8 国・県												
介護報酬改定（国）												
支援計画（県）							第1回		第2回		第3回	

現段階における、第8期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R元.7.23)

年月	市区町村	都道府県	国
令和1年7月	計画作成のための調査分析・準備	連絡会議等で市町村へ情報提供	各種調査等に関する説明会
8月	・調査内容を検討し、調査を実施 ※ 調査にあたって、課題や検討事項を整理することで、何を把握すべきかも整理。		介護保険部会等で制度改正の議論
9月			
10月	・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施	市町村へ情報提供	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の開始時期を連絡
11月			
12月		(随時) 都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催(病床の機能の分化及び連携に伴い生じる介護ニーズ対応)	
令和2年1月	・調査結果、サービス給付実績等を分析・考察		
2月			
3月		連絡会議等で市町村へ情報提供	課長会議(第8期計画に関する基本的考え方を提示)
4月	・計画に盛り込む内容を検討	・介護療養病床・医療療養病床の転換意向調査を実施	推計ツール暫定版の説明会
5月		・結果を市町村に提供	(法案提出・審議)
6月			
7月		連絡会議等で市町村へ情報提供	課長会議(基本指針案の提示)
8月	サービス見込量等の設定作業開始		推計ツール確定版リリース
9月	サービス見込量の設定作業		
10月	サービス見込量、保険料の仮設定	サービス見込み量の仮設定	
11月	都道府県との調整 見える化システムで見込量と保険料を報告(～3月)	国との調整 市町村の広域調整	都道府県との調整
12月			報酬改定率等の係数を設定
令和3年1月			
2月	・介護保険事業計画を議会に報告 ・介護保険条例の改正	介護保険事業支援計画を議会に報告	
3月			
4月	第8期介護保険事業計画スタート		

※出典: 厚生労働省

第3章
本市の現状
（高齢者を取り巻く状況）

①高齢者人口・世帯数

西予市の人口の推移

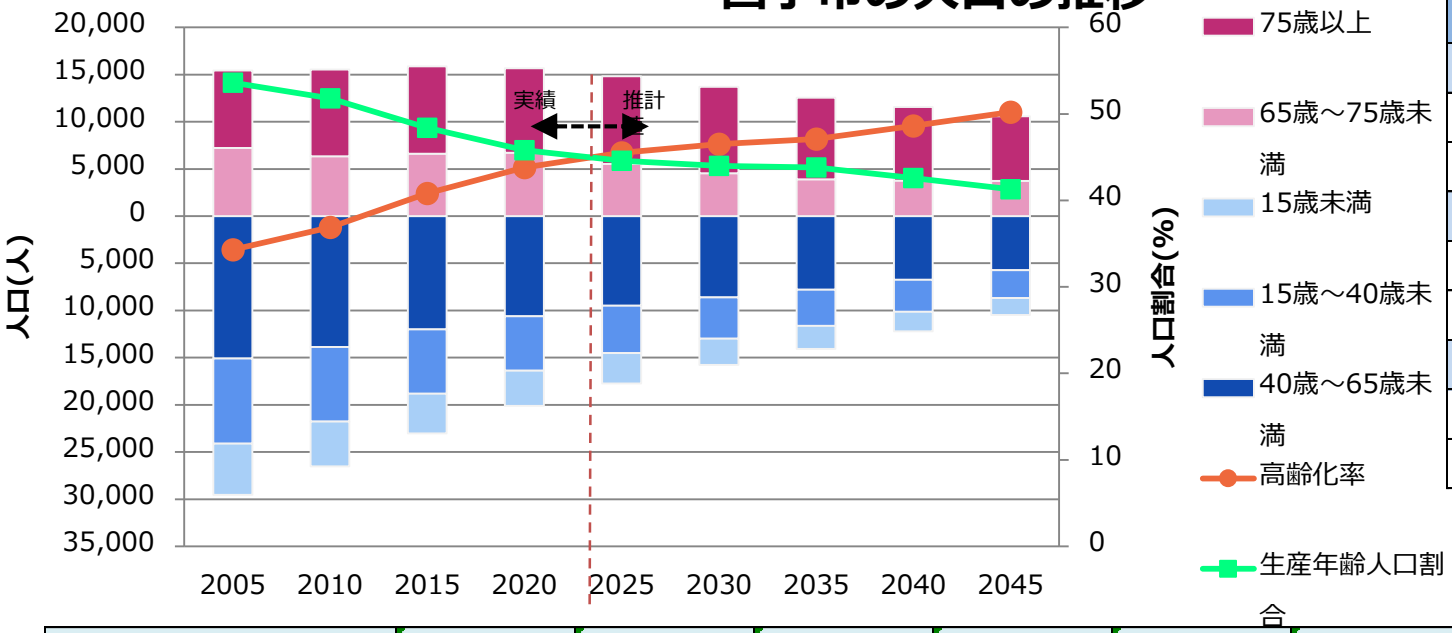

西予市の高齢化率の降順		
（2015年10月時点）		
愛媛県内	6番目	20保険者
全国	163番目	1,565保険者
（2025年の推計値）		
愛媛県内	7番目	20保険者
全国	244番目	1,512保険者
（2040年の推計値）		
愛媛県内	9番目	20保険者
全国	378番目	1,512保険者

		2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
人口	（人）	44,948	42,080	38,919	35,754	32,561	29,497	26,610	23,770	21,080
15歳未満	（人）	5,413	4,744	4,199	3,714	3,220	2,810	2,426	2,091	1,791
15歳～40歳未満	（人）	9,029	7,910	6,809	5,760	5,003	4,347	3,846	3,379	2,970
40歳～65歳未満	（人）	15,085	13,878	12,021	10,621	9,511	8,625	7,800	6,744	5,727
65歳～75歳未満	（人）	7,234	6,352	6,601	6,714	5,541	4,538	3,898	3,772	3,737
75歳以上	（人）	8,187	9,184	9,266	8,945	9,286	9,177	8,640	7,784	6,855
生産年齢人口	（人）	24,114	21,788	18,830	16,381	14,514	12,972	11,646	10,123	8,697
高齢者人口	（人）	15,421	15,536	15,867	15,659	14,827	13,715	12,538	11,556	10,592
生産年齢人口割合	（%）	53.6	51.8	48.4	45.8	44.6	44.0	43.8	42.6	41.3
高齢化率	（%）	34.3	36.9	40.8	43.8	45.5	46.5	47.1	48.6	50.2
高齢化率（愛媛県）	（%）	24.0	26.4	30.1	33.4	35.0	36.3	37.5	40.0	41.5
高齢化率（全国）	（%）	20.1	22.8	26.3	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8

（出典）2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

住民基本台帳人口に基づく人口推計
（西予市第8期介護保険事業計画策定のための人口推計）

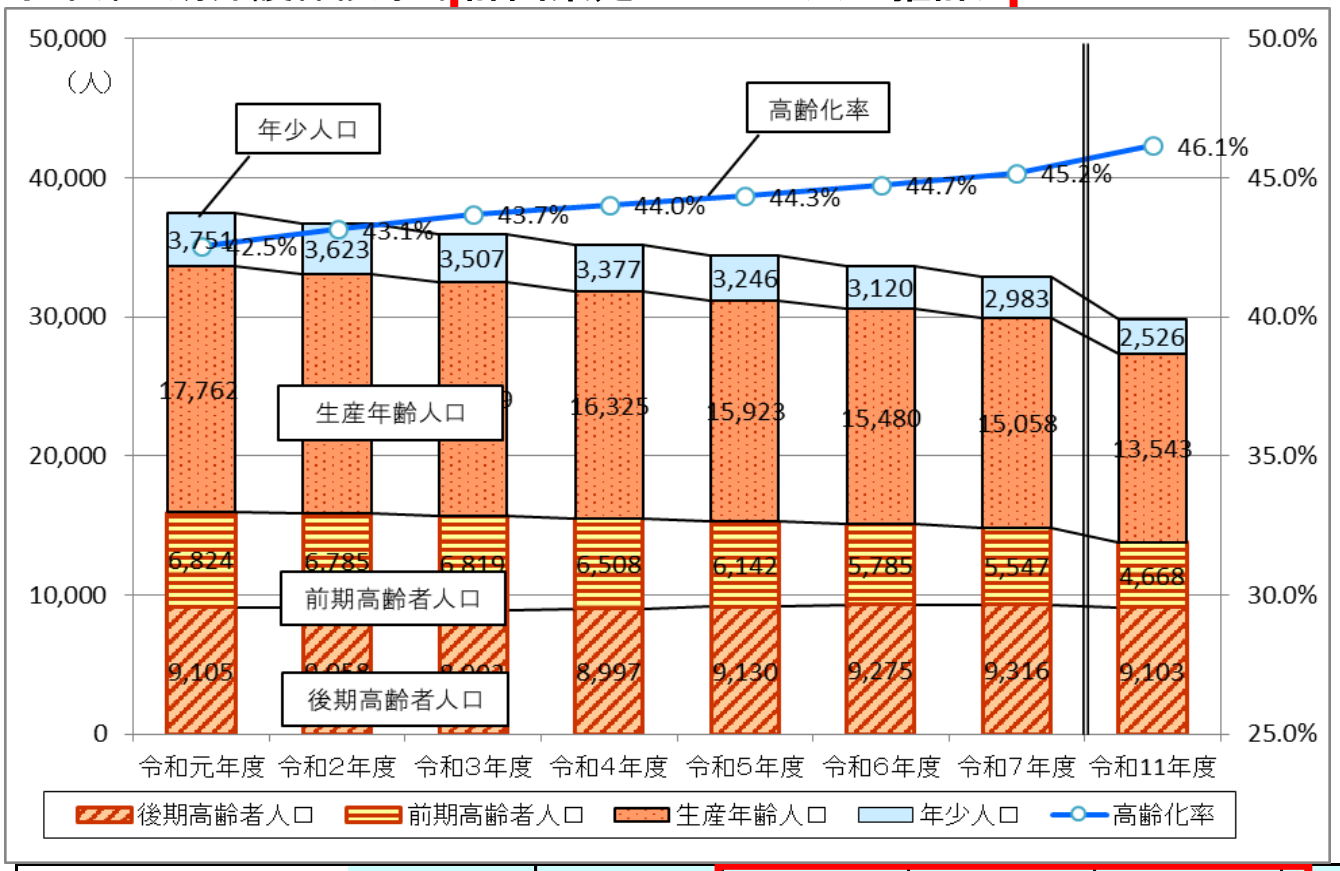

西予市の人口ピラミッド（R3）

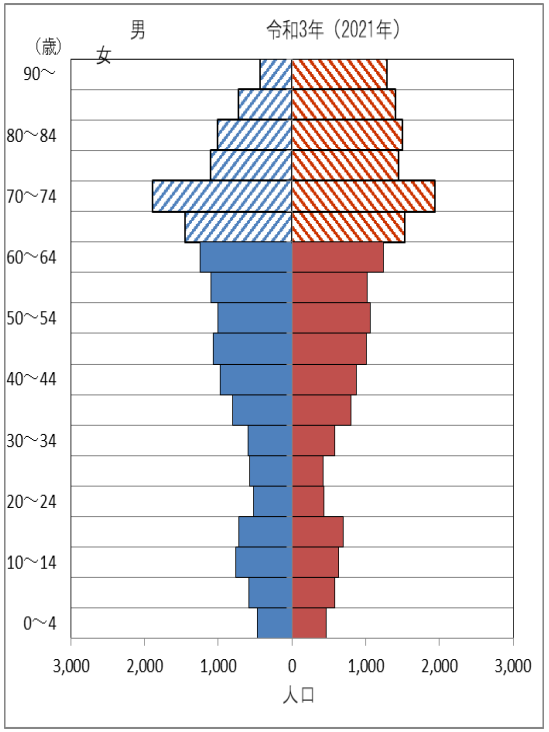

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度
後期高齢者人口	9,105	9,058	8,902	8,997	9,130	9,275	9,316	9,103
前期高齢者人口	6,824	6,785	6,819	6,508	6,142	5,785	5,547	4,668
生産年齢人口	17,762	17,261	16,749	16,325	15,923	15,480	15,058	13,543
年少人口	3,751	3,623	3,507	3,377	3,246	3,120	2,983	2,526
高齢化率	42.5%	43.1%	43.7%	44.0%	44.3%	44.7%	45.2%	46.1%

10月1日（9月30日）時点の実績値

住民基本台帳人口に基づく人口推計　「5歳区分ごとの高齢者人口推計」
（西予市第8期介護保険事業計画策定のための人口推計）

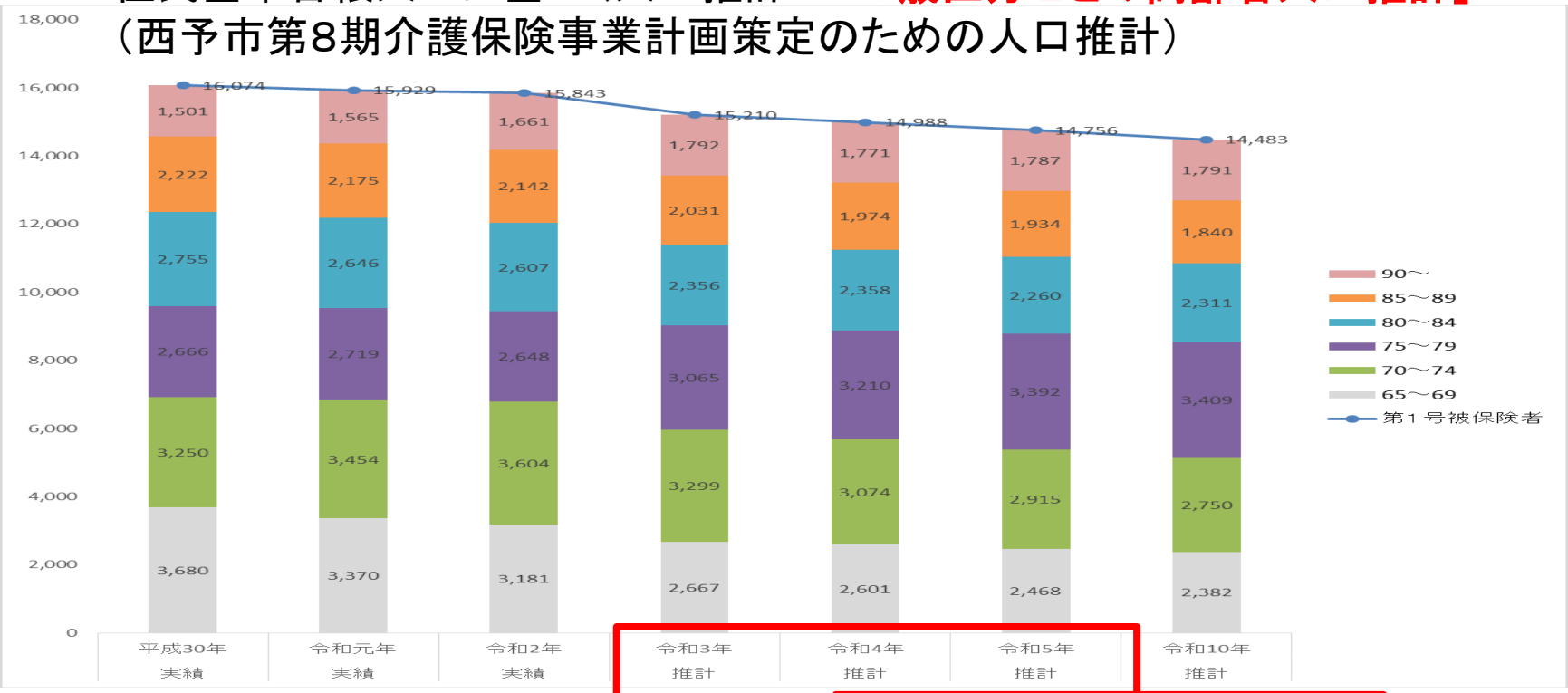

	７期			８期			9期
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2028
	実績	実績	実績	推計	推計	推計	推計
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和10年
第１号被保険者	16,074	15,929	15,843	15,210	14,988	14,756	14,483
65～69	3,680	3,370	3,181	2,667	2,601	2,468	2,382
70～74	3,250	3,454	3,604	3,299	3,074	2,915	2,750
75～79	2,666	2,719	2,648	3,065	3,210	3,392	3,409
80～84	2,755	2,646	2,607	2,356	2,358	2,260	2,311
85～89	2,222	2,175	2,142	2,031	1,974	1,934	1,840
90～	1,501	1,565	1,661	1,792	1,771	1,787	1,791

●西予市　地区別人口等一覧

令和2.4.1現在

住民基本台帳より

日常生活圏域名		旧町名（＝中学校区）		地区名	地域づくり組織名	公民館名	人口計	世帯数	年齢3区分別人口（人） 15未満	15-64	65以上	（再掲）75以上	（再掲）85以上	年齢3区分別割合 15未満	15-64	65以上 ※高齢化率	（再掲）75以上	（再掲）85以上
明浜・宇和圏域	人口 19,505人 高齢者人口 7,486人 高齢化率 38.4%	明浜町 宇和町	人口 3,011人 高齢者人口 1,600人 高齢化率 53.1%	明浜町俵津	俵津スマイル-いいまちづくり隊-	俵津公民館	1,031	496	77	449	505	(283)	(118)	7.5%	43.5%	49.0%	(27.4%)	(11.4%)
				明浜町渡江	かりとりもさくの会	狩江公民館	167	69	9	73	85	(49)	(16)	5.4%	43.7%	50.9%	(29.3%)	(9.6%)
				明浜町狩浜			661	365	54	246	361	(249)	(123)	8.2%	37.2%	54.6%	(37.7%)	(18.6%)
				明浜町高山	高山・宮野浦地域づくり協議会	高山公民館	545	303	31	204	310	(191)	(70)	5.7%	37.4%	56.9%	(35.0%)	(12.8%)
				明浜町宮野浦			273	137	13	111	149	(74)	(25)	4.8%	40.7%	54.6%	(27.1%)	(9.2%)
				明浜町田之浜	大崎振興会	田之浜公民館	334	156	12	132	190	(121)	(40)	3.6%	39.5%	56.9%	(36.2%)	(12.0%)
			人口 16,494人 高齢者人口 5,886人 高齢化率 35.7%	宇和町多田地区	多田地域づくり協議会	多田公民館	1,387	699	107	628	652	(341)	(147)	7.7%	45.3%	47.0%	(24.6%)	(10.6%)
				宇和町中川地区	中川地区団体連絡協議会	中川公民館	2,045	875	345	1,108	592	(321)	(154)	16.9%	54.2%	28.9%	(15.7%)	(7.5%)
				宇和町石城地区	石城地域づくり委員会	石城公民館	1,688	791	158	759	771	(446)	(173)	9.4%	45.0%	45.7%	(26.4%)	(10.2%)
				宇和町旧町地区	宇和地域づくり協議会	宇和公民館	8,208	3,878	1,094	4,484	2,630	(1416)	(530)	13.3%	54.6%	32.0%	(17.3%)	(6.5%)
				宇和町田之筋地区	田之筋地区地域づくり協議会	田之筋公民館	1,533	683	195	731	607	(335)	(137)	12.7%	47.7%	39.6%	(21.9%)	(8.9%)
				宇和町下宇和地区	下宇和地域づくり協議会	下宇和公民館	1,129	508	148	603	378	(208)	(94)	13.1%	53.4%	33.5%	(18.4%)	(8.3%)
				宇和町明間地区	明間地域づくり会	明間公民館	504	253	48	200	256	(156)	(62)	9.5%	39.7%	50.8%	(31.0%)	(12.3%)

令和2.4.1現在

住民基本台帳より

日常生活圏域名		旧町名（＝中学校区）		地区名	地域づくり組織名	公民館名	人口計	世帯数	年齢3区分別人口（人） 15未満	15-64	65以上	（再掲）75以上	（再掲）85以上	年齢3区分別割合 15未満	15-64	65以上 ※高齢化率	（再掲）75以上	（再掲）85以上
									年少	生産年齢	老年			年少	生産年齢	老年		
野村・城川圏域	人口 10,861人 高齢者人口 5,190人 高齢化率 47.8%	野村町	人口 7,680人 高齢者人口 3,495人 高齢化率 45.5%	野村町野村地区	野村地域自治振興協議会	野村公民館	4,882	2,357	465	2,364	2,053	(1145)	(497)	9.5%	48.4%	42.1%	(23.5%)	(10.2%)
				野村町渓筋地区	渓筋自治振興協議会	渓筋公民館	884	393	89	376	419	(239)	(102)	10.1%	42.5%	47.4%	(27.0%)	(11.5%)
				野村町中筋地区	中筋地区自治振興会	中筋公民館	737	337	57	320	360	(217)	(93)	7.7%	43.4%	48.8%	(29.4%)	(12.6%)
				野村町貝吹地区	大和田地区むらおこし会	貝吹公民館	367	169	24	146	197	(123)	(52)	6.5%	39.8%	53.7%	(33.5%)	(14.2%)
				野村町横林地区	横林自治振興協議会	横林公民館	388	187	33	146	209	(126)	(46)	8.5%	37.6%	53.9%	(32.5%)	(11.9%)
				野村町惣川地区	惣川自治振興会 大野ヶ原むらおこし会	惣川公民館	422	227	35	130	257	(172)	(92)	8.3%	30.8%	60.9%	(40.8%)	(21.8%)
		城川町	人口 3,181人 高齢者人口 1,695人 高齢化率 53.3%	城川町遊子川	遊子川地域活性化プロジェクトチーム	遊子川公民館	286	137	11	115	160	(97)	(42)	3.8%	40.2%	55.9%	(33.9%)	(14.7%)
				城川町土居	ふるさと創生会	土居公民館	787	461	34	250	503	(327)	(164)	4.3%	31.8%	63.9%	(41.6%)	(20.8%)
				城川町高川	高川地域づくり会	高川公民館	513	243	37	200	276	(152)	(63)	7.2%	39.0%	53.8%	(29.6%)	(12.3%)
				城川町魚成	魚成地域振興会	魚成公民館	1,595	724	133	706	756	(448)	(207)	8.3%	44.3%	47.4%	(28.1%)	(13.0%)
三瓶圏域	人口 6,543人 高齢者人口 3,161人 高齢化率 48.3%	三瓶町	人口 6,543人 高齢者人口 3,161人 高齢化率 48.3%	三瓶町東地区	みかめやってみん会	三瓶東	3,354	1,624	323	1,579	1,452	(799)	(317)	9.6%	47.1%	43.3%	(23.8%)	(9.5%)
				三瓶町北地区	にきぶ地域づくり会 周木ビリ島むらおこし会	三瓶北	1,960	1,040	104	887	969	(540)	(201)	5.3%	45.3%	49.4%	(27.6%)	(10.3%)
				三瓶町南地区	蔵小校区ふるさと振興会 下泊地域づくり振興会	三瓶南	1,229	675	52	437	740	(478)	(206)	4.2%	35.6%	60.2%	(38.9%)	(16.8%)
							36,909	17,787	3,688	17,384	15,837	(9053)	(3771)	10.0%	47.1%	42.9%	(24.5%)	(10.2%)

令和2年度市町別65歳以上人口の状況

愛媛県調査

市町名		市町の総人口(人)	65歳以上の人口(人)	前期高齢者	総人口比	後期高齢者	総人口比	高齢化率	順位
市	松山市	509,797	141,905	70,628	13.85%	71,277	13.98%	27.84%	20
	今治市	157,644	54,911	26,090	16.55%	28,821	18.28%	34.83%	12
	宇和島市	73,776	28,755	13,657	18.51%	15,098	20.46%	38.98%	10
	八幡浜市	32,826	13,199	5,936	18.08%	7,263	22.13%	40.21%	8
	新居浜市	118,521	38,089	18,112	15.28%	19,977	16.86%	32.14%	16
	西条市	108,654	34,790	16,454	15.14%	18,336	16.88%	32.02%	17
	大洲市	42,358	15,208	6,978	16.47%	8,230	19.43%	35.90%	11
	伊予市	36,763	12,182	5,883	16.00%	6,299	17.13%	33.14%	13
	四国中央市	86,073	27,780	13,497	15.68%	14,283	16.59%	32.27%	15
	西予市	36,931	15,837	6,784	18.37%	9,053	24.51%	42.88%	7
	東温市	33,434	10,263	5,087	15.22%	5,176	15.48%	30.70%	19
市計		1,236,777	392,919	189,106	15.29%	203,813	16.48%	31.77%	

市町名		市町の総人口(人)	65歳以上の人口(人)	前期高齢者	総人口比	後期高齢者	総人口比	高齢化率	順位
町	上島町	6,630	3,051	1,392	21.00%	1,659	25.02%	46.02%	3
	久万高原町	8,034	3,865	1,354	16.85%	2,511	31.25%	48.11%	1
	松前町	30,605	9,396	4,515	14.75%	4,881	15.95%	30.70%	18
	砥部町	20,865	6,874	3,505	16.80%	3,369	16.15%	32.95%	14
	内子町	16,235	6,449	2,776	17.10%	3,673	22.62%	39.72%	9
	伊方町	9,028	4,229	1,765	19.55%	2,464	27.29%	46.84%	2
	松野町	3,845	1,761	769	20.00%	992	25.80%	45.80%	4
	鬼北町	10,066	4,540	2,008	19.95%	2,532	25.15%	45.10%	5
	愛南町	20,774	9,086	4,408	21.22%	4,678	22.52%	43.74%	6
町計		126,082	49,251	22,492	17.84%	26,759	21.22%	39.06%	
地方	東予地方局	477,522	158,621	75,545	15.82%	83,076	17.40%	33.22%	2
	中予地方局	639,498	184,485	90,972	14.23%	93,513	14.62%	28.85%	3
	南予地方局	245,839	99,064	45,081	18.34%	53,983	21.96%	40.30%	1
県計		1,362,859	442,170	211,598	15.53%	230,572	16.92%	32.44%	
		（構成比：	100.00%	47.85%		52.15%		）	

（注1）市町の人口は、令和2年4月1日現在の住民基本台帳に基づく数値。

（注2）前期高齢者・・・65歳以上74歳以下の高齢者， 後期高齢者・・・75歳以上の高齢者

（長寿介護課調査）

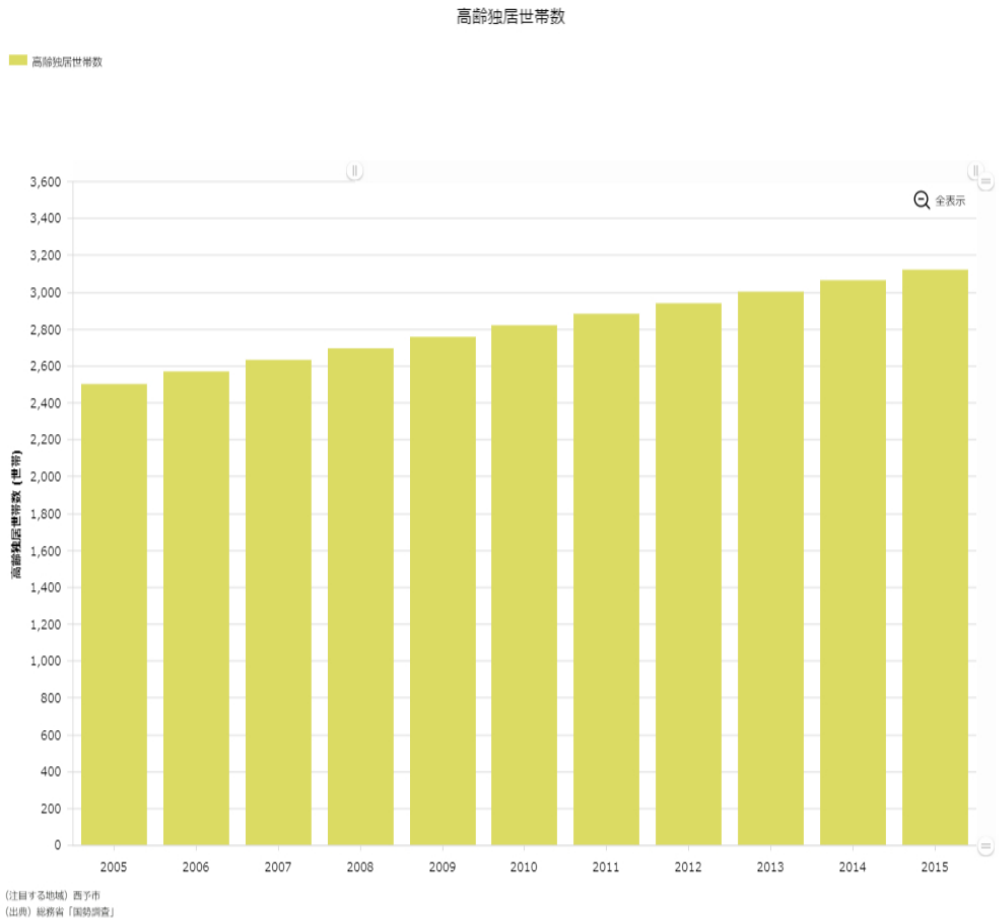

2015　西予市3,123世帯

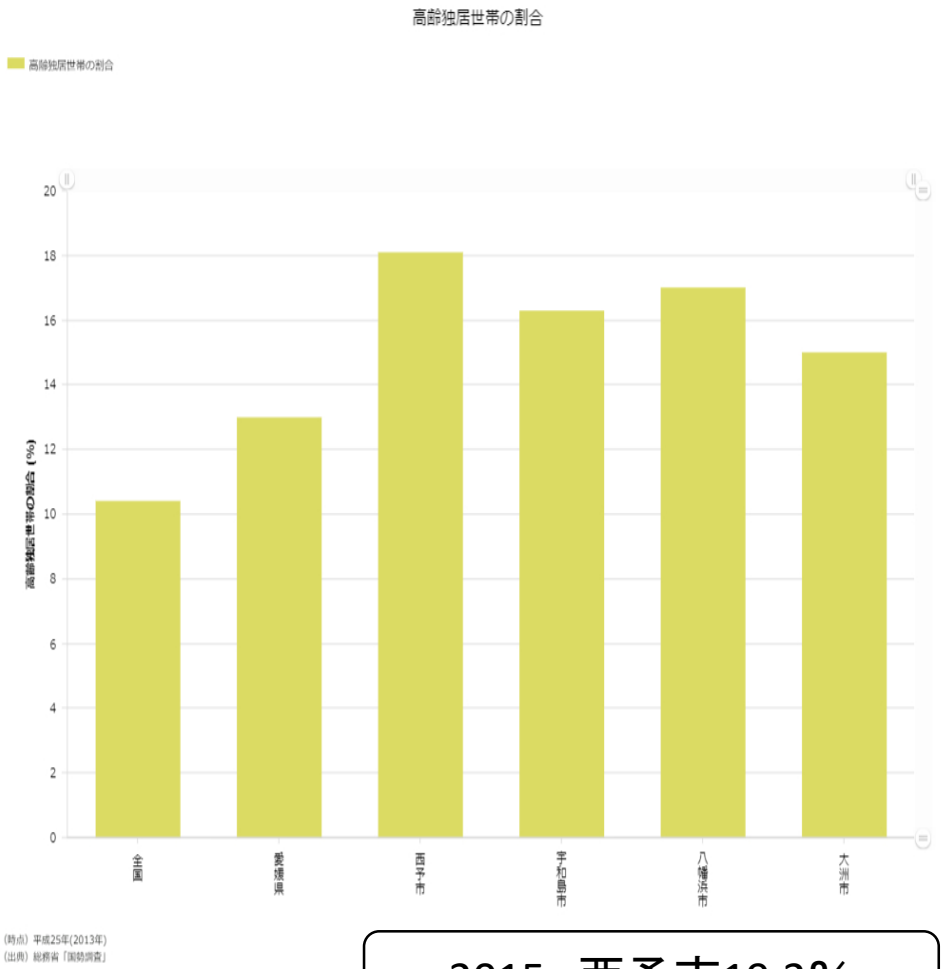

2015　西予市19.2%

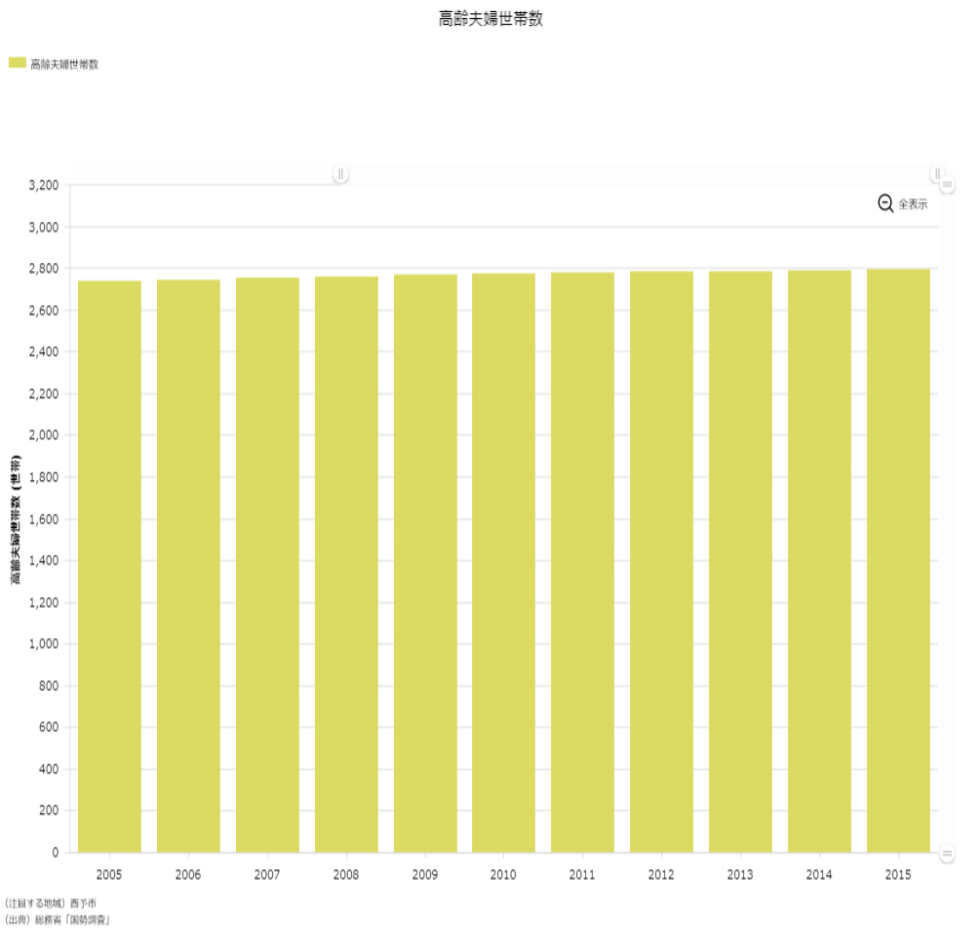

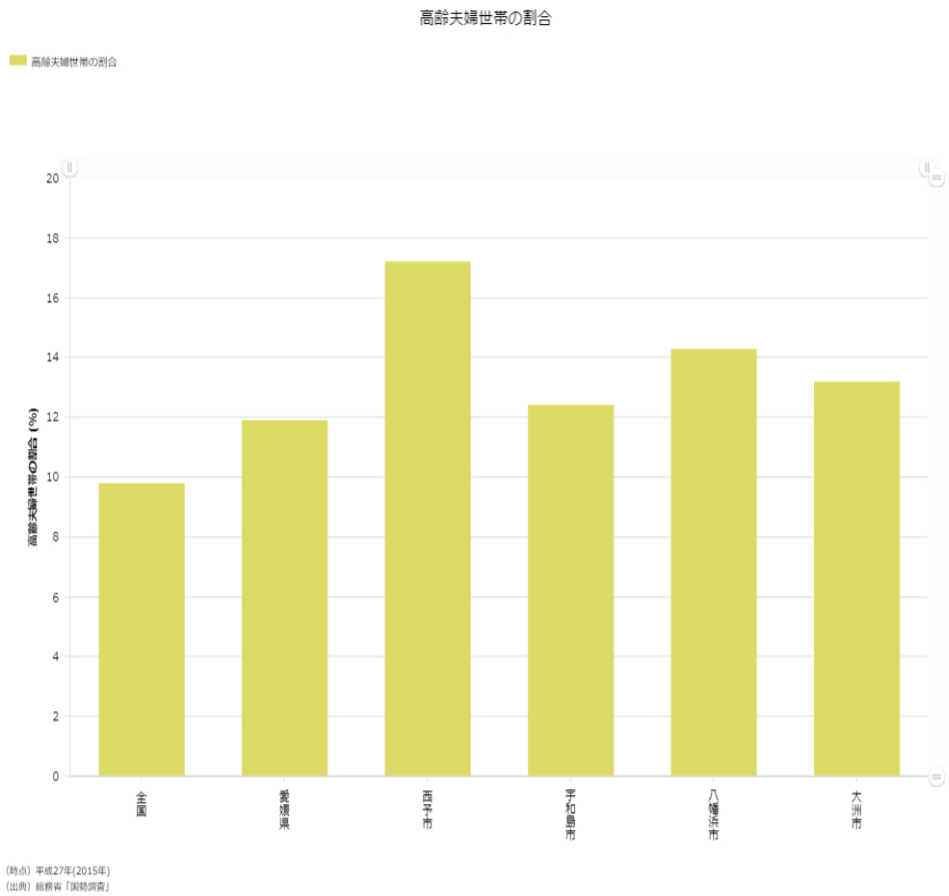

2015　西予市2,797世帯

2015　西予市17.2%

②要介護認定者数

西予市の要介護（要支援）認定者数、要介護（要支援）認定率の推移

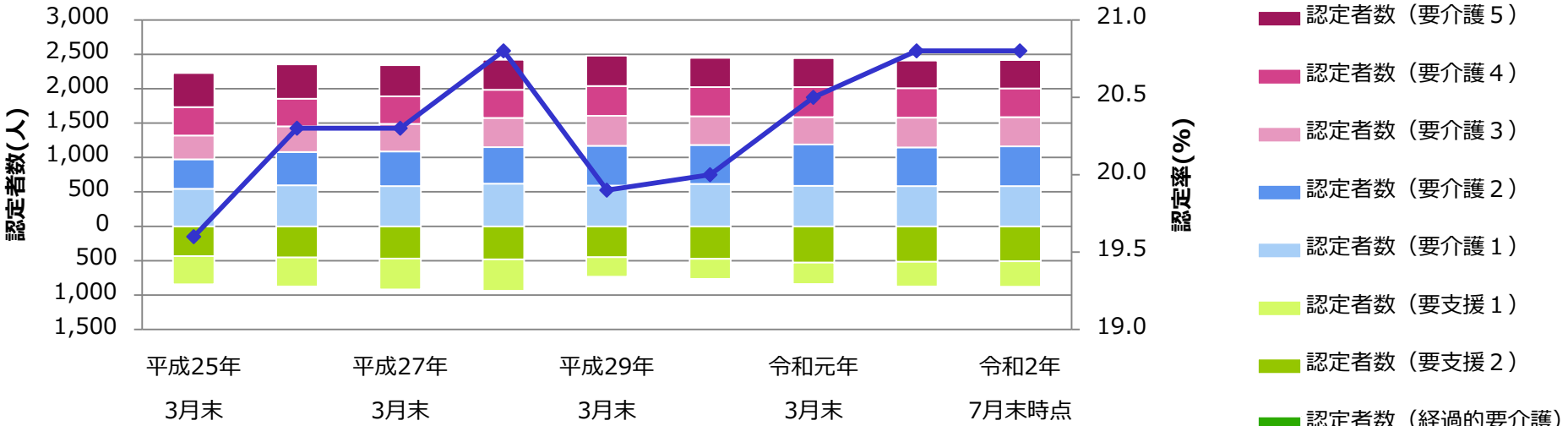

（出典）平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和2年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

西予市の認定率の降順		
（平成 2年 7月末時点）		
愛媛県内	7番目	20保険者
全国	233番目	1,571保険者

		平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末時点	令和2年 7月末時点
認定者数	（人）	3,072	3,229	3,261	3,362	3,214	3,215	3,282	3,288	3,296
認定者数（要支援１）	（人）	409	421	449	457	283	294	307	360	370
認定者数（要支援２）	（人）	435	454	470	482	451	473	531	517	509
認定者数（経過的要介	（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定者数（要介護１）	（人）	544	595	586	618	591	616	590	586	586
認定者数（要介護２）	（人）	431	484	501	533	578	565	599	562	575
認定者数（要介護３）	（人）	345	375	402	424	439	419	400	432	427
認定者数（要介護４）	（人）	411	399	403	409	432	422	434	430	416
認定者数（要介護５）	（人）	497	501	450	439	440	426	421	401	413
認定率	（%）	19.6	20.3	20.3	20.8	19.9	20.0	20.5	20.8	20.8
認定率（愛媛県）	（%）	20.6	20.7	20.8	20.8	20.7	20.5	20.7	20.9	20.9
認定率（全国）	（%）	17.6	17.8	17.9	17.9	18.0	18.0	18.3	18.5	18.5

認定率（要介護度別）（令和2年(2020年)）

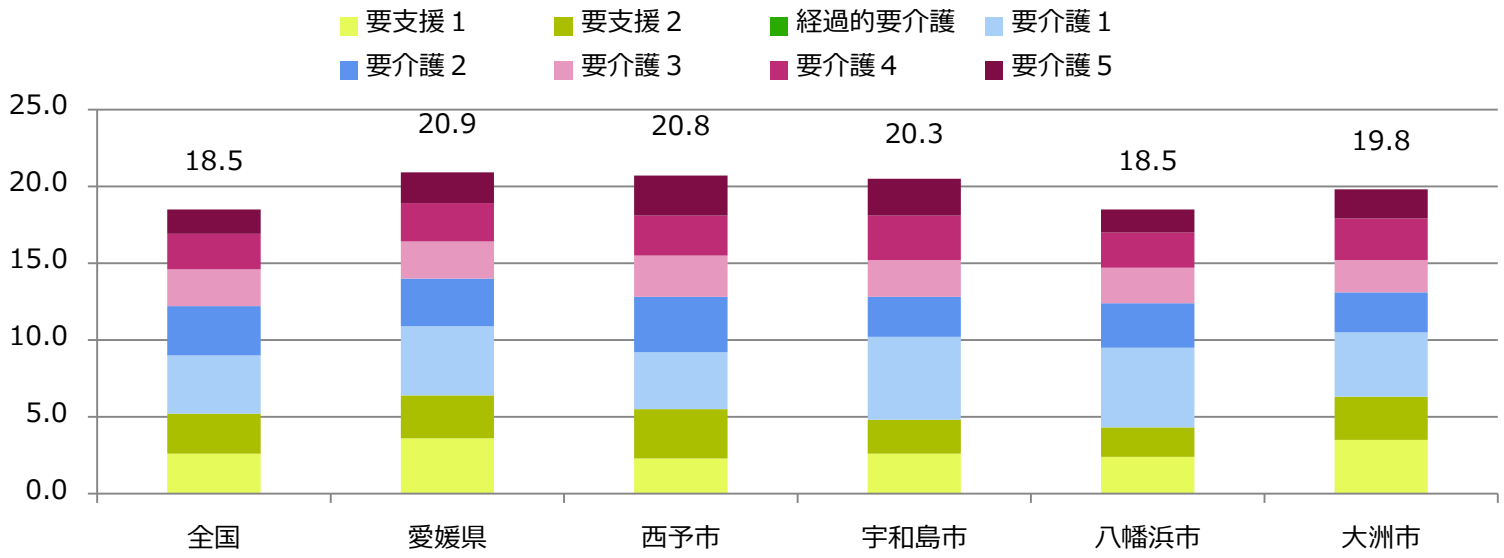

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元,2,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

（時点）令和2年(2020年)

	全国	愛媛県	西予市	宇和島市	八幡浜市	大洲市
要支援１	2.6	3.6	2.3	2.6	2.4	3.5
要支援２	2.6	2.8	3.2	2.2	1.9	2.8
経過的要介護	0	0	0	0	0	0
要介護１	3.8	4.5	3.7	5.4	5.2	4.2
要介護２	3.2	3.1	3.6	2.6	2.9	2.6
要介護３	2.4	2.4	2.7	2.4	2.3	2.1
要介護４	2.3	2.5	2.6	2.9	2.3	2.7
要介護５	1.6	2.0	2.6	2.4	1.5	1.9
合計認定率	18.5	20.9	20.8	20.3	18.5	19.8

③介護保険施設等の整備数

施設・居住系サービス事業所数（定員数）　　R2.4.1　現在

	明浜	宇和	野村	城川	三瓶	計
介護老人福祉施設	85	56	100	50	50	341
あけはま荘	85					85
寿楽苑				50		50
松葉寮		56				56
しいのき園			50			50
法正園			50			50
皆楽園					50	50
介護老人保健施設	0	110	100	0	80	290
老人保健施設うわ		110				110
つくし苑			100			100
みのり園					80	80
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	48	0	0	0	48
松葉寮		19				19
開明の杜		29				29
認知症対応型共同生活介護	18	108	81	18	36	261
グループホームうつのみやさんの家		9				9
グループホーム宇和ひまわり		18				18
グループホームまほろば					18	18
グループホームもみの木		18				18
うっかり長屋きなはいや			9			9
グループホームかぐや姫			18			18
アクティブライフ宇和		18				18
グループホーム蘭		18				18
グループホーム蒼月		18				18
グループホーム竹の園			18			18
グループホーム昴星				18		18
グループホームあいの里			18			18
アクティブライフ三瓶					18	18
グループホーム明浜館	18					18
グループホームつるかめ			18			18
グループホームひねもす		9				9
特定施設入居者生活介護	30	80	0	70	0	180
シルバーハウス西予		50				50
ケアハウスれんげ		30				30
ケアハウスはまゆう	30					30
養護老人ホーム奥伊予荘				70		70
有料老人ホーム等	18	20	0	0	18	56
住宅型有料老人ホームさくら		20				20
有料老人ホームめぐみの里	8					8
有料老人ホーム　海里	10					10
サービス付き高齢者向け住宅　さくら通り					18	18
計	151	422	281	138	184	1,176

老人福祉施設等	定員
養護老人ホーム　三楽園	50

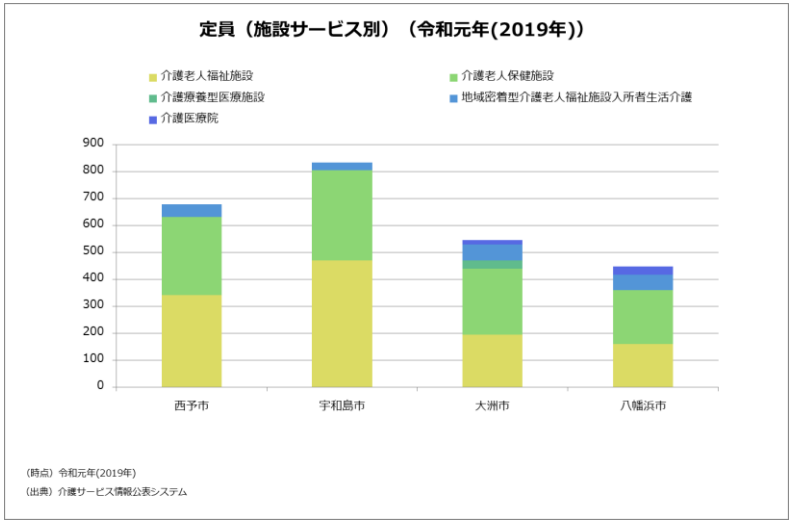

	西予市	宇和島市	大洲市	八幡浜市
介護老人福祉施設	341	470	195	160
介護老人保健施設	290	335	244	200
介護療養型医療施設	0	0	32	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	48	29	58	58
介護医療院	0	0	16	30

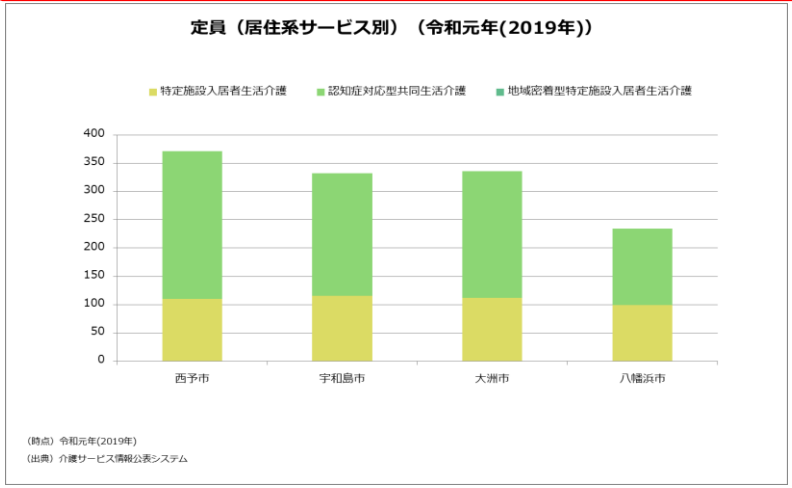

	西予市	宇和島市	大洲市	八幡浜市
特定施設入居者生活介護	110	116	112	99
認知症対応型共同生活介護	261	216	224	135
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0

西予市介護保険事業計画に基づく整備内容（第3期から第7期まで）

開設者名	事業所名	事業所住所	サービス種類	整備期	整備数等	指定年月日	状態
社会福祉法人　西予総合福祉会	特別養護老人ホーム　皆楽園	三瓶町	介護老人福祉施設	第3期	新設・50床	平成20年4月1日	指定
株式会社　元禄	デイサービス　ねぶの花	宇和町	認知症対応型通所介護	第4期	新設・12名	平成22年4月1日	指定
株式会社　さくら	認知症対応型デイサービスさくら	宇和町	認知症対応型通所介護		新設・12名	平成22年9月1日	廃止
医療法人　高仁会	シルバーハウス西予	宇和町	特定施設入居者生活介護		特定・50床	平成22年12月10日	指定
社会福祉法人　西予総合福祉会	軽費老人ホーム　ケアハウスれんげ	宇和町	特定施設入居者生活介護		特定・30床	平成23年7月1日	指定
社会福祉法人　西予総合福祉会	軽費老人ホーム　ケアハウスはまゆう	明浜町	特定施設入居者生活介護	第5期	特定・30床	平成25年4月1日	指定
株式会社　だんだん	グループホーム　つるかめ	野村町	認知症対応型共同生活介護		新設・18床	平成25年4月30日	指定
株式会社　元禄	グループホーム　ひねもす	宇和町	認知症対応型共同生活介護		新設・9床	平成25年10月1日	指定
医療法人　高仁会	老人保健施設うわ	宇和町	介護老人保健施設		転換・60床	平成12年4月1日	指定
有限会社和家	グループホーム蘭	宇和町	認知症対応型共同生活介護		増床・9床	平成18年4月1日	指定
医療法人社団　みのり会	グループホーム　まほろば	三瓶町	認知症対応型共同生活介護		増床・2床	平成18年4月1日	指定
社会福祉法人　西予総合福祉会	グループホーム　うつのみやさんの家	宇和町	認知症対応型共同生活介護		増床・3床	平成18年4月1日	指定
社会福祉法人　西予総合福祉会	石城あんしんの家れんげ	宇和町	認知症対応型通所介護	第6期	新設・12名	平成28年4月1日	指定
社会福祉法人　西予総合福祉会	-		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		新設・29床	-	-
西予市	西予市野村介護老人保健施設つくし苑	野村町	介護老人保健施設		増床・20床	平成16年4月1日	指定
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	養護老人ホーム奥伊予荘	城川町	特定施設入居者生活介護	第7期	特定・70床	平成31年4月1日	指定

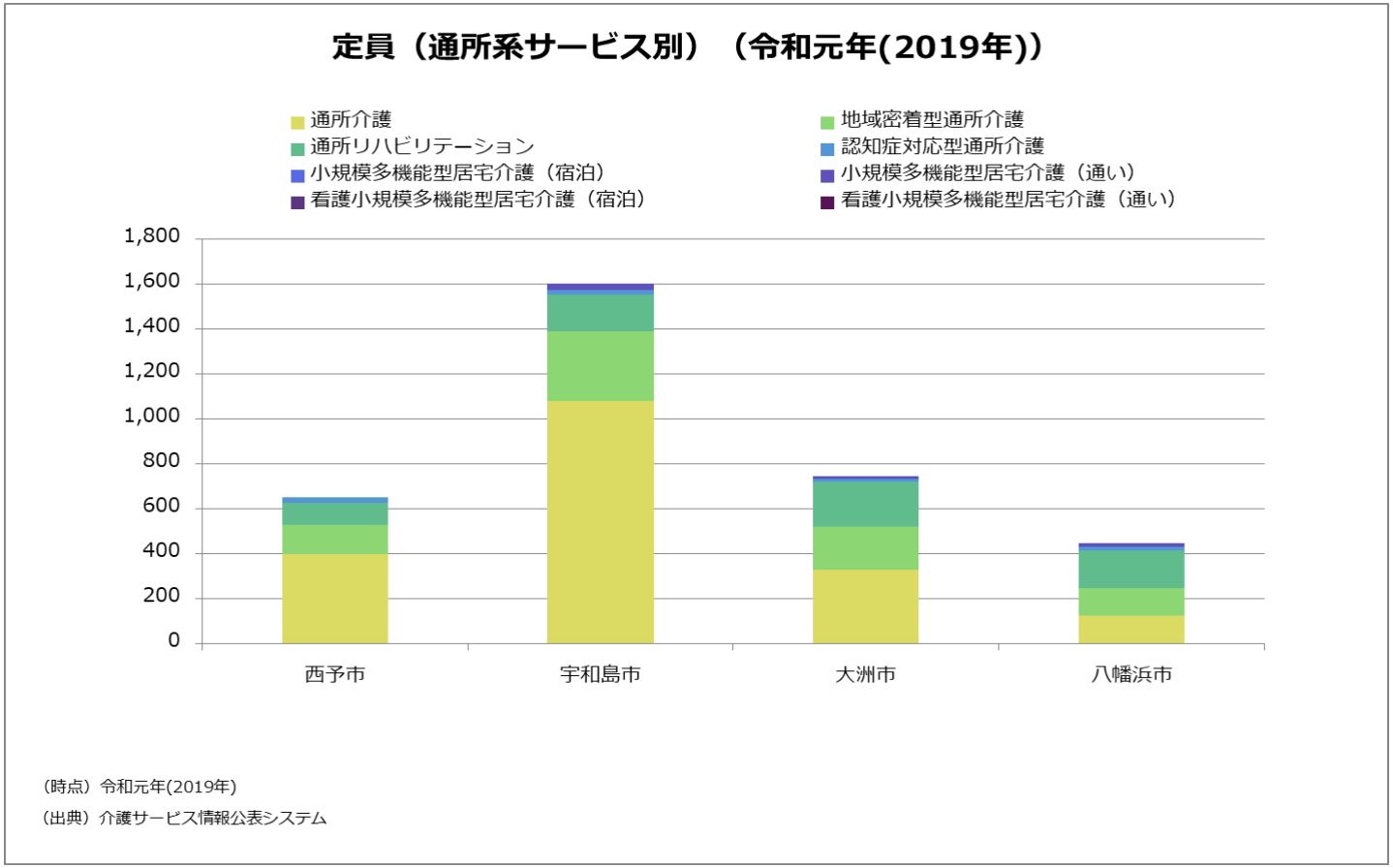

	西予市	宇和島市	大洲市	八幡浜市
通所介護	399	1,079	330	126
地域密着型通所介護	129	312	192	120
通所リハビリテーション	98	160	200	168
認知症対応型通所介護	24	24	12	18
小規模多機能型居宅介護（宿泊）	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護（通い）	0	27	9	14
看護小規模多機能型居宅介護（宿泊）	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護（通い）	0	0	0	0

④介護保険サービス利用者数

施設・居住系・在宅受給者数（西予市）

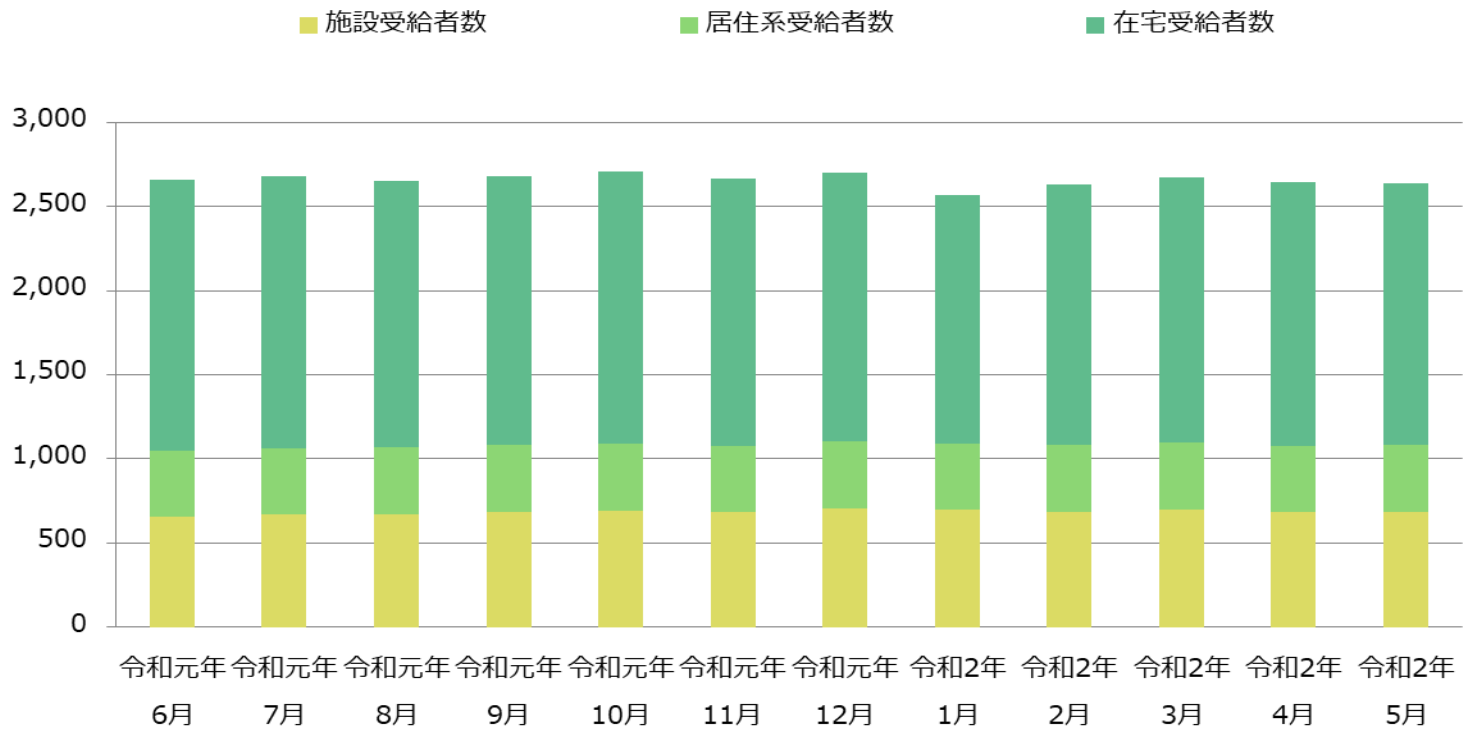

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

	令和元年 6月	令和元年 7月	令和元年 8月	令和元年 9月	令和元年 10月	令和元年 11月	令和元年 12月	令和2年 1月	令和2年 2月	令和2年 3月	令和2年 4月	令和2年 5月
施設受給者数	657	670	672	686	693	685	704	700	687	699	682	683
居住系受給者数	395	396	395	398	396	395	400	394	396	400	398	399
在宅受給者数	1,608	1,611	1,583	1,596	1,616	1,589	1,595	1,475	1,548	1,574	1,566	1,555

参考：サービス利用率 ＝ 受給者数合計 ÷ 要介護認定者数
※西予市における要介護認定者のサービス利用率は、約8割

受給率（施設サービス）（要介護度別）（令和2年(2020年)）

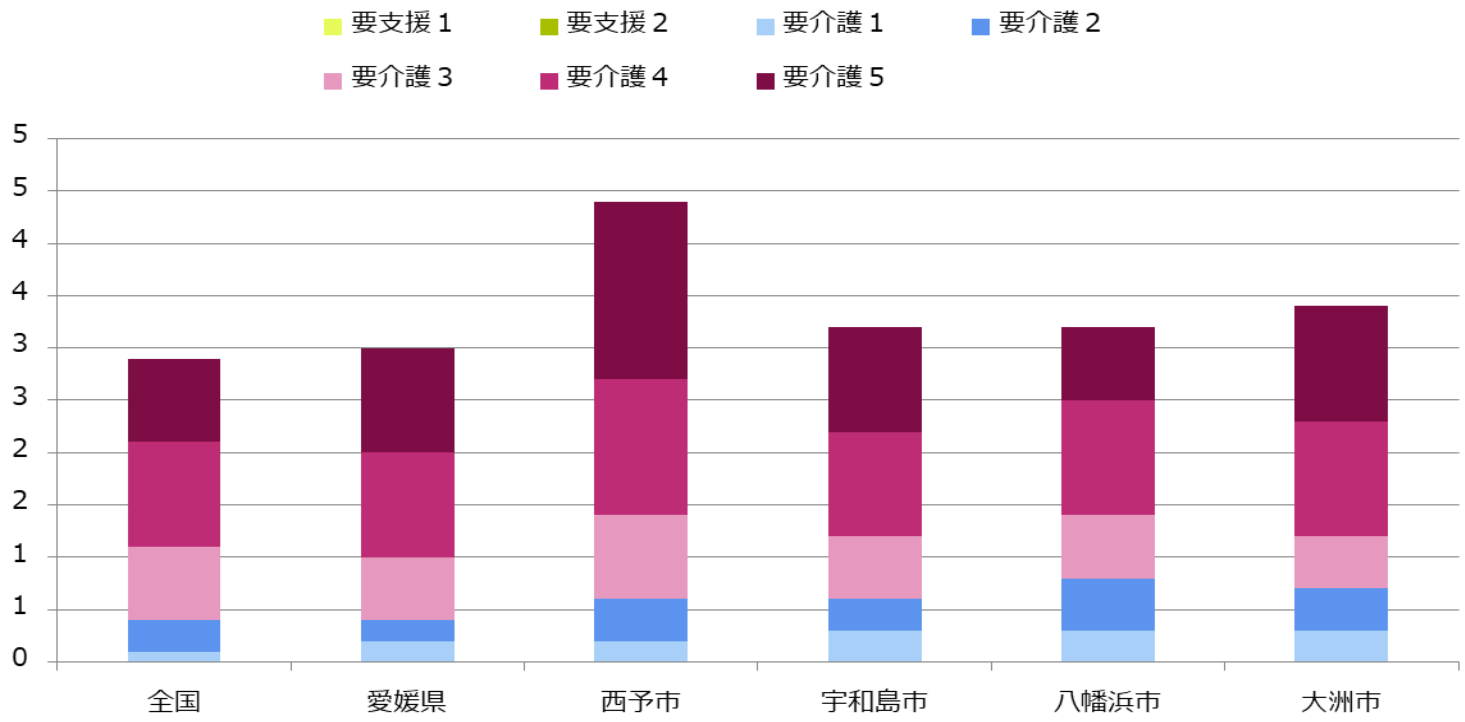

（時点）令和2年(2020年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

	全国	愛媛県	西予市	宇和島市	八幡浜市	大洲市
要支援１	0	0	0	0	0	0
要支援２	0	0	0	0	0	0
要介護１	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
要介護２	0.3	0.2	0.4	0.3	0.5	0.4
要介護３	0.7	0.6	0.8	0.6	0.6	0.5
要介護４	1.0	1.0	1.3	1.0	1.1	1.1
要介護５	0.8	1.0	1.7	1.0	0.7	1.1

受給率（居住系サービス）（要介護度別）（令和2年(2020年)）

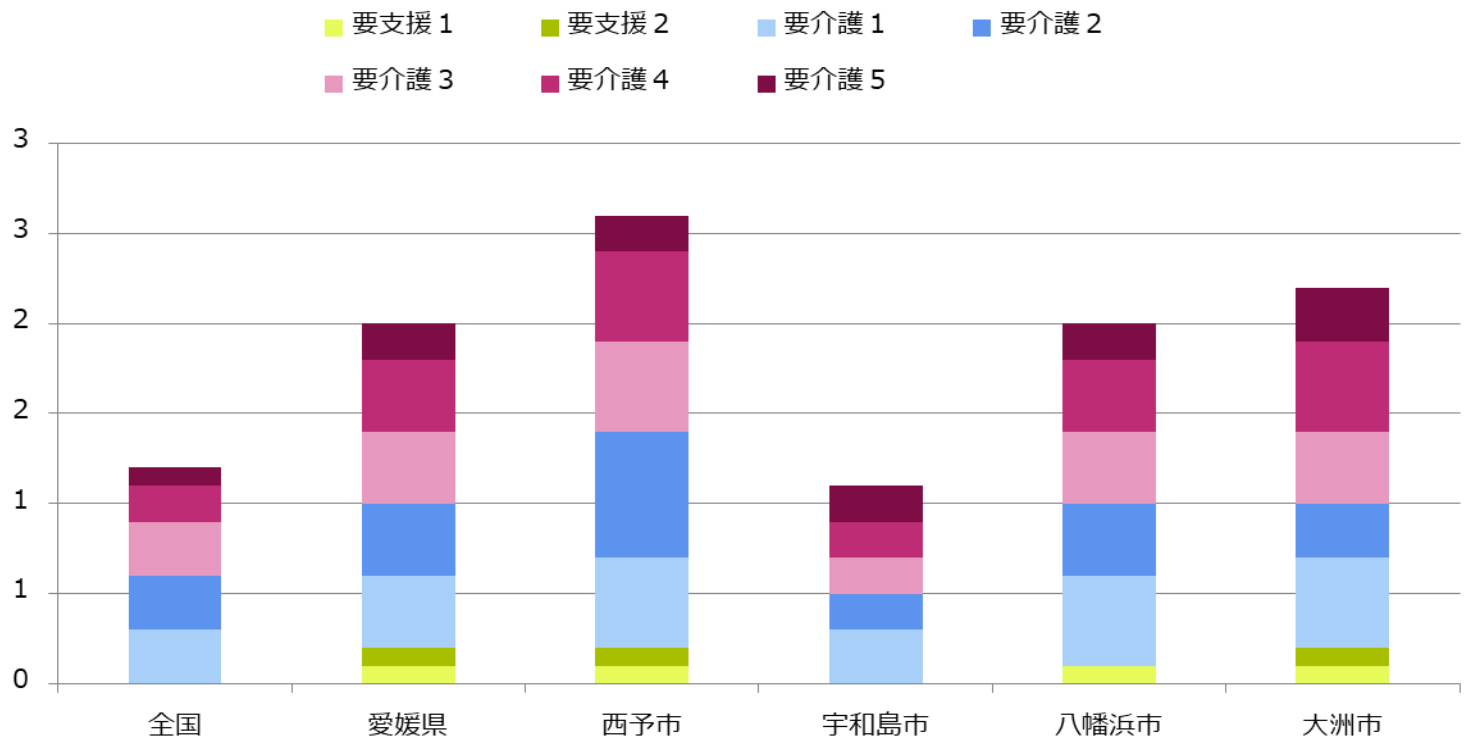

（時点）令和2年(2020年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

	全国	愛媛県	西予市	宇和島市	八幡浜市	大洲市
要支援１	0	0.1	0.1	0	0.1	0.1
要支援２	0	0.1	0.1	0	0	0.1
要介護１	0.3	0.4	0.5	0.3	0.5	0.5
要介護２	0.3	0.4	0.7	0.2	0.4	0.3
要介護３	0.3	0.4	0.5	0.2	0.4	0.4
要介護４	0.2	0.4	0.5	0.2	0.4	0.5
要介護５	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3

受給率（在宅サービス）（要介護度別）（令和2年(2020年)）

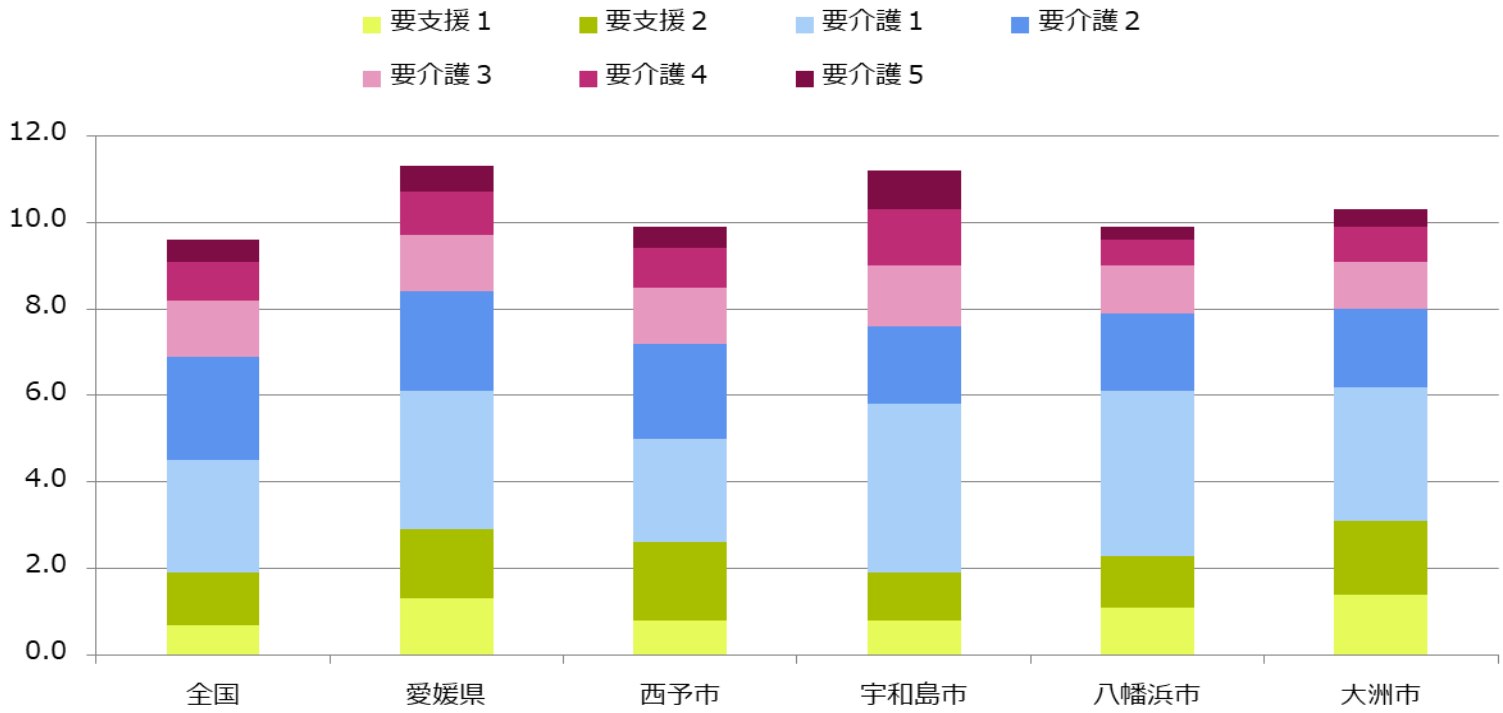

（時点）令和2年(2020年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

	全国	愛媛県	西予市	宇和島市	八幡浜市	大洲市
要支援１	0.7	1.3	0.8	0.8	1.1	1.4
要支援２	1.2	1.6	1.8	1.1	1.2	1.7
要介護１	2.6	3.2	2.4	3.9	3.8	3.1
要介護２	2.4	2.3	2.2	1.8	1.8	1.8
要介護３	1.3	1.3	1.3	1.4	1.1	1.1
要介護４	0.9	1.0	0.9	1.3	0.6	0.8
要介護５	0.5	0.6	0.5	0.9	0.3	0.4

市内特養入所者の年齢別要介護度（H31.4.1時点に入所している西予市被保険者）

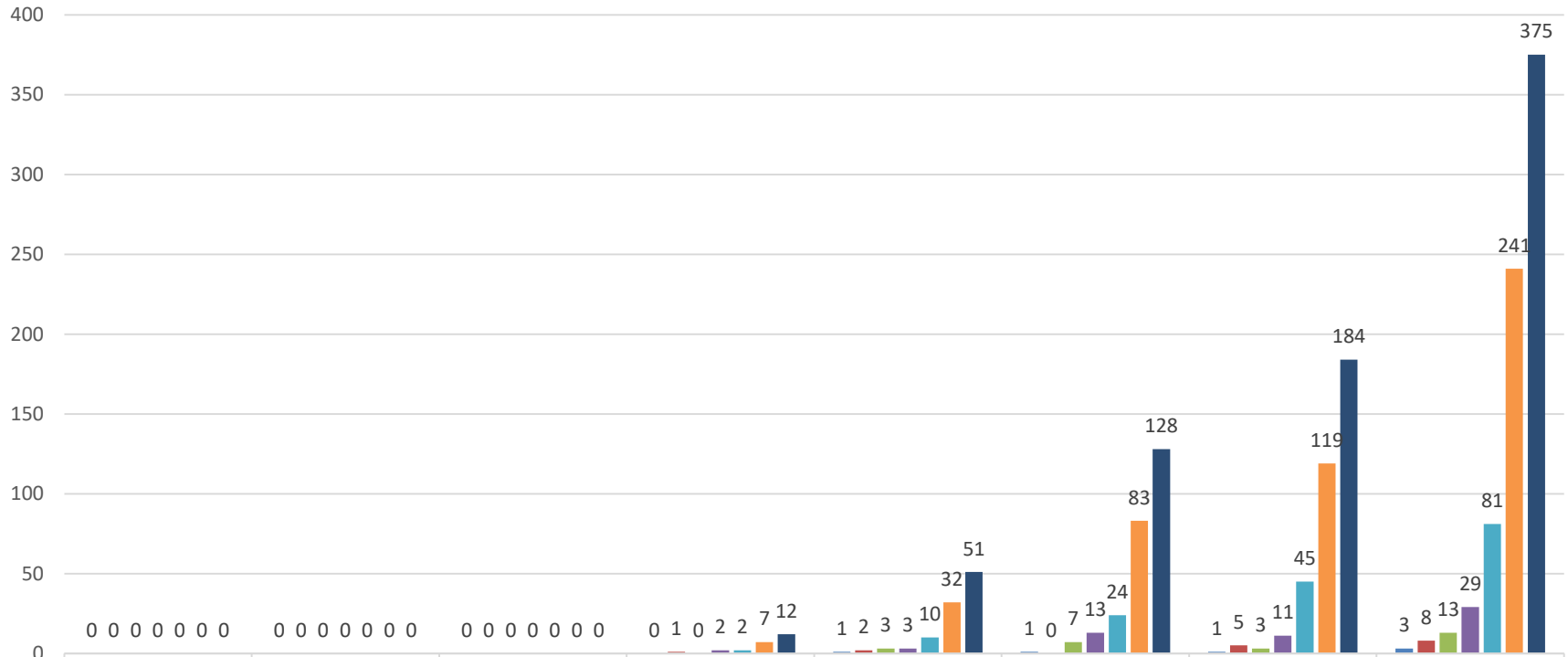

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
40～64歳	0	0	0	0	1	1	1	3
65～69歳	0	0	0	1	2	0	5	8
70～74歳	0	0	0	0	3	7	3	13
75～79歳	0	0	0	2	3	13	11	29
80～84歳	0	0	0	2	10	24	45	81
85歳以上	0	0	0	7	32	83	119	241
計	0	0	0	12	51	128	184	375

40～64歳　65～69歳　70～74歳　75～79歳　80～84歳　85歳以上　計

※市長寿介護課調べ

市内老健入所者の年齢別要介護度（H31.4.1時点に入所している西予市被保険者）

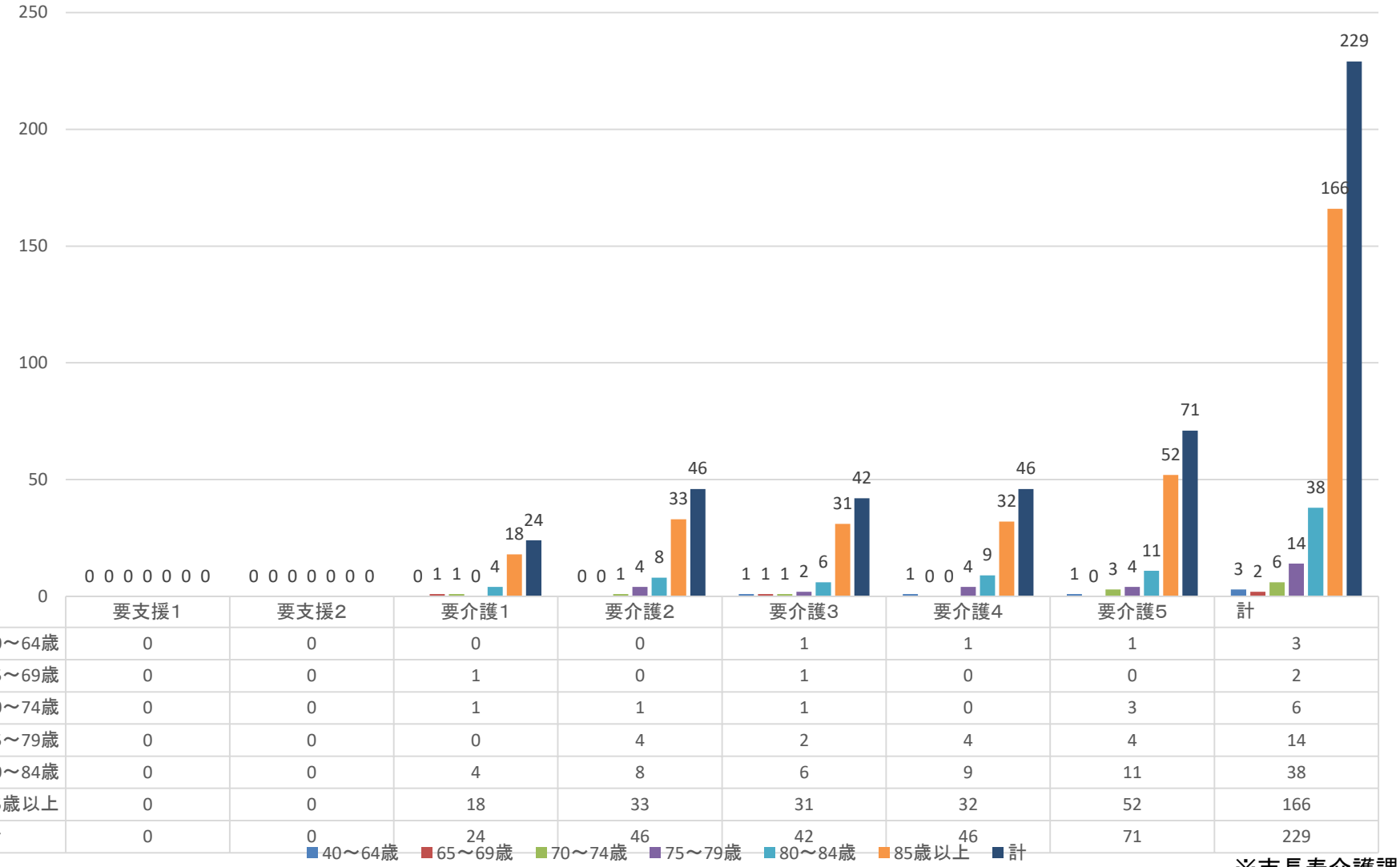

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
40～64歳	0	0	0	0	1	1	1	3
65～69歳	0	0	1	0	1	0	0	2
70～74歳	0	0	1	1	1	0	3	6
75～79歳	0	0	0	4	2	4	4	14
80～84歳	0	0	4	8	6	9	11	38
85歳以上	0	0	18	33	31	32	52	166
計	0	0	24	46	42	46	71	229

※市長寿介護課調べ

市内グループホーム入所者の年齢別要介護度（R2.4.1時点）

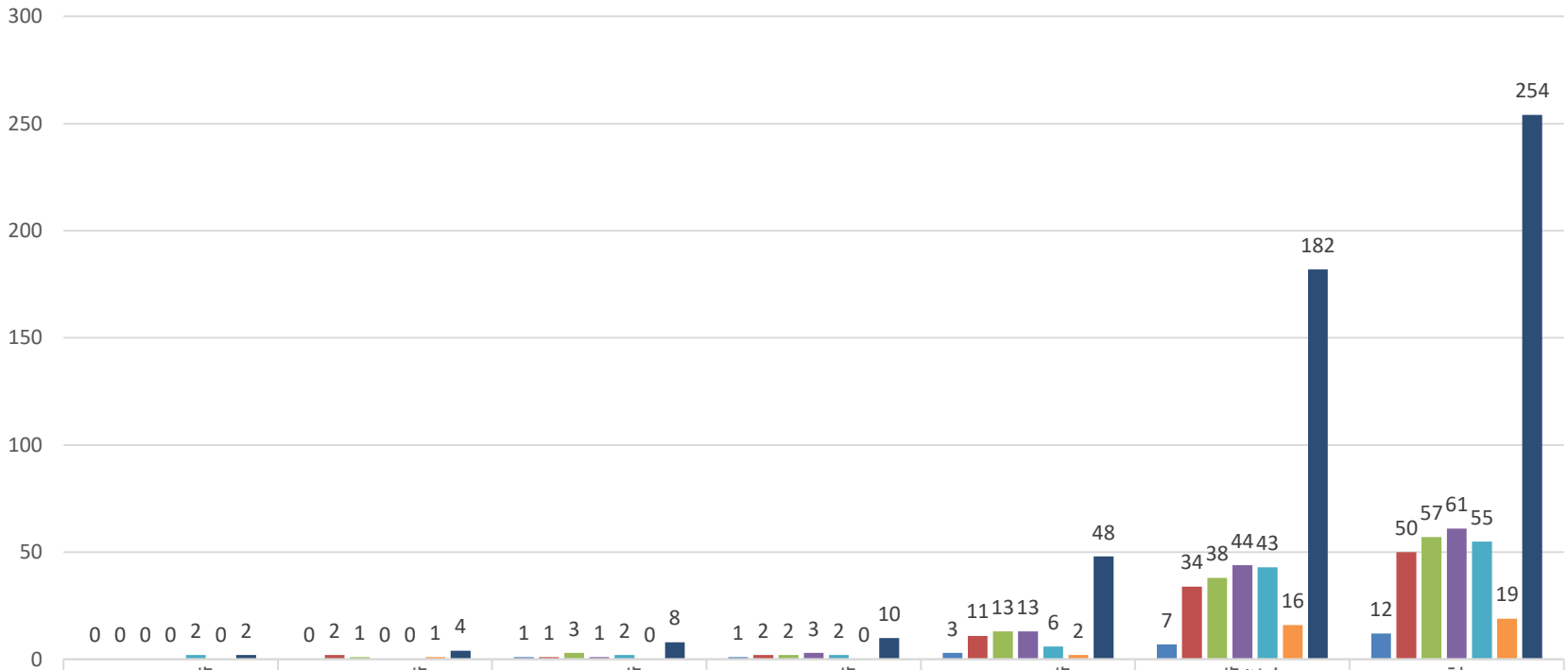

	40～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
要支援2	0	0	1	1	3	7	12
要介護1	0	2	1	2	11	34	50
要介護2	0	1	3	2	13	38	57
要介護3	0	0	1	3	13	44	61
要介護4	2	0	2	2	6	43	55
要介護5	0	1	0	0	2	16	19
計	2	4	8	10	48	182	254

■要支援2 ■要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5 ■計

※市長寿介護課調べ

市内特介護付き特定施設入所者の年齢別要介護度（R2.4.1時点）

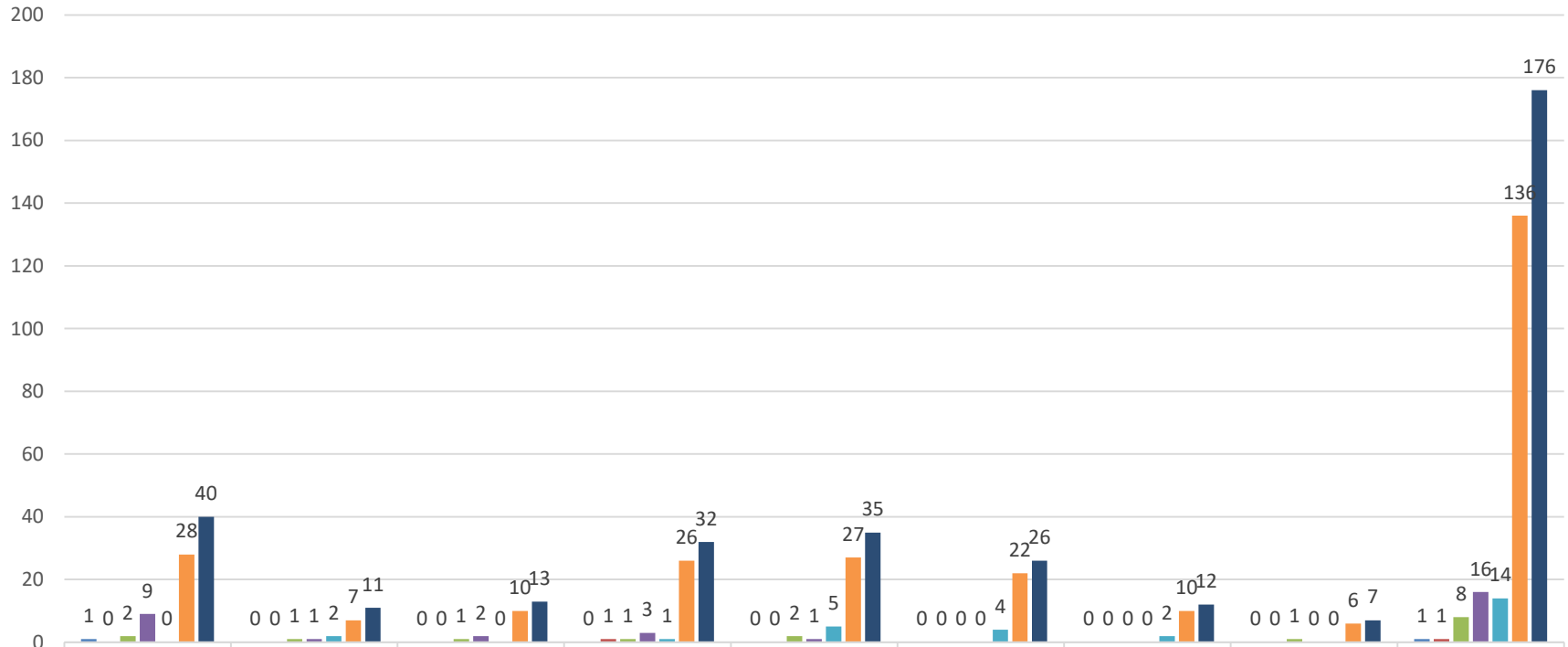

	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
40～64歳	1	0	0	0	0	0	0	0	1
65～69歳	0	0	0	1	0	0	0	0	1
70～74歳	2	1	1	1	2	0	0	1	8
75～79歳	9	1	2	3	1	0	0	0	16
80～84歳	0	2	0	1	5	4	2	0	14
85歳以上	28	7	10	26	27	22	10	6	136
計	40	11	13	32	35	26	12	7	176

40～64歳　65～69歳　70～74歳　75～79歳　80～84歳　85歳以上　計

※市長寿介護課調べ

⑤介護費用額

西予市の介護費用額の推移

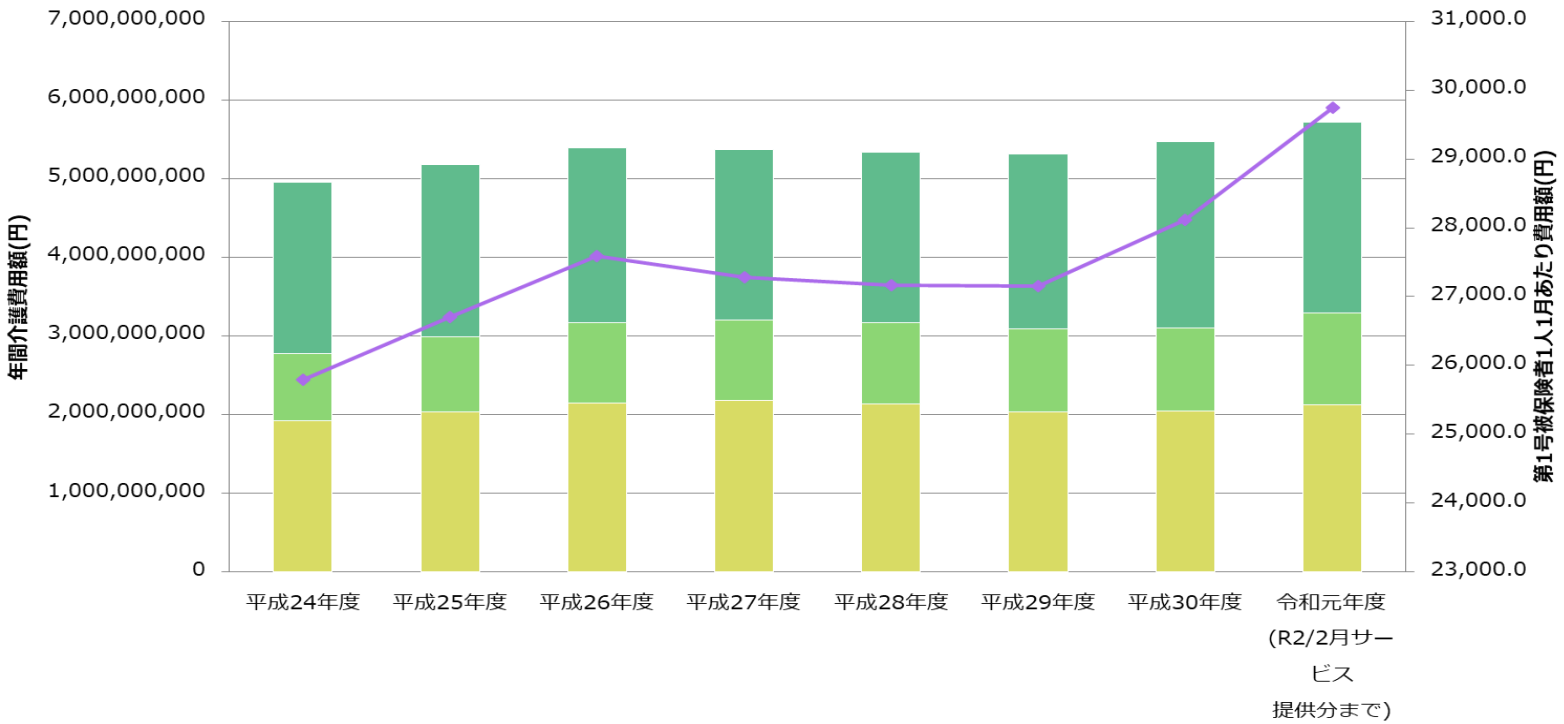

西予市の第1号被保険者 1人1月あたりの費用額の降順		
（平成 2年 5月末時点）		
愛媛県内	5番目	20保険者
全国	154番目	1,571保険者

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (R2/2月サービス 提供分まで)
費用額	（円）	4,948,560,133	5,182,865,867	5,389,482,005	5,363,468,591	5,336,864,953	5,311,018,633	5,465,788,655	5,715,703,530
費用額（在宅サービス）	（円）	1,922,921,835	2,031,340,858	2,143,137,077	2,183,749,470	2,131,434,893	2,036,636,069	2,044,971,881	2,123,966,252
費用額（居住系サービス）	（円）	852,599,907	956,846,862	1,026,805,001	1,017,689,150	1,034,863,666	1,057,493,468	1,059,658,440	1,166,454,863
費用額（施設サービス）	（円）	2,173,038,391	2,194,678,147	2,219,539,927	2,162,029,971	2,170,566,394	2,216,889,096	2,361,158,334	2,425,282,415
第1号被保険者1人1月あたり費用額	（円）	25,797.0	26,704.8	27,585.2	27,277.1	27,160.5	27,158.0	28,117.4	29,740.7
第1号被保険者1人1月あたり費用額（愛媛県）	（円）	26,096.4	26,341.2	26,640.7	26,522.1	26,420.5	26,357.0	26,623.5	27,136.4
第1号被保険者1人1月あたり費用額（全国）	（円）	22,224.7	22,531.8	22,878.0	22,926.6	22,966.8	23,238.3	23,498.7	24,138.0

（出典）【費用額】平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和2年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報）」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

第１号被保険者１人あたり給付月額（在宅サービス・施設および居住系サービス）（令和元年(2019年)）

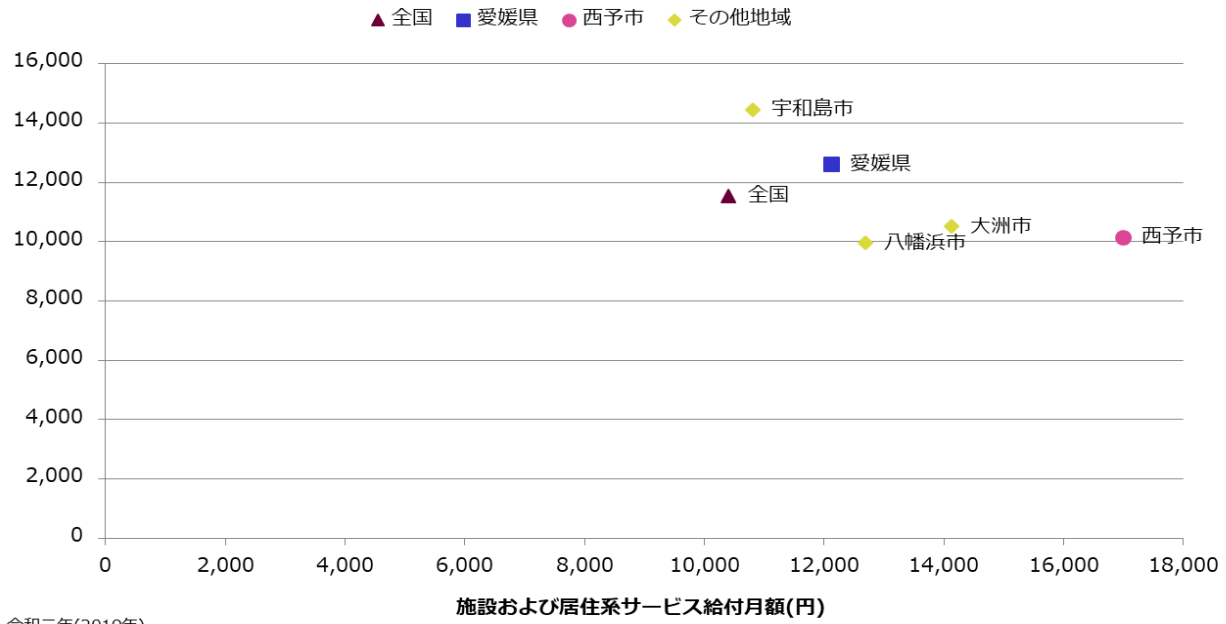

（時点）令和元年(2019年)
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

地区	施設および居住系サービス給付月額	在宅サービス給付月額
西予市	16,994	10,155
大洲市	14,129	10,520
八幡浜市	12,685	9,968
宇和島市	10,803	14,455
愛媛県	12,125	12,619
全国	10,408	11,548

第1号被保険者1人あたり給付月額（施設および居住系サービス）

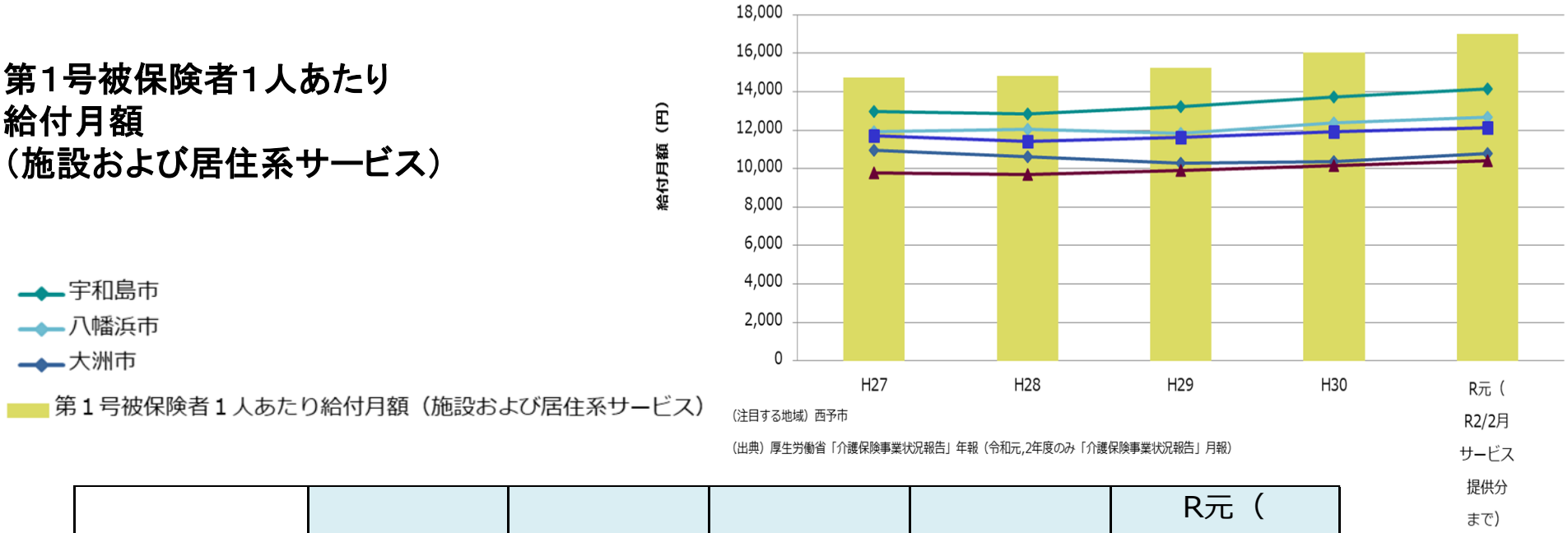

（注目する地域）西予市

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

	H27	H28	H29	H30	R元（R2/2月サービス提供分まで）
西予市	14,731	14,832	15,223	16,038	16,994
大洲市	12,976	12,841	13,237	13,713	14,129
八幡浜市	11,902	12,035	11,842	12,402	12,685
宇和島市	10,948	10,638	10,302	10,356	10,803
愛媛県	11,700	11,425	11,632	11,923	12,125
全国	9,779	9,709	9,912	10,151	10,408

第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス）

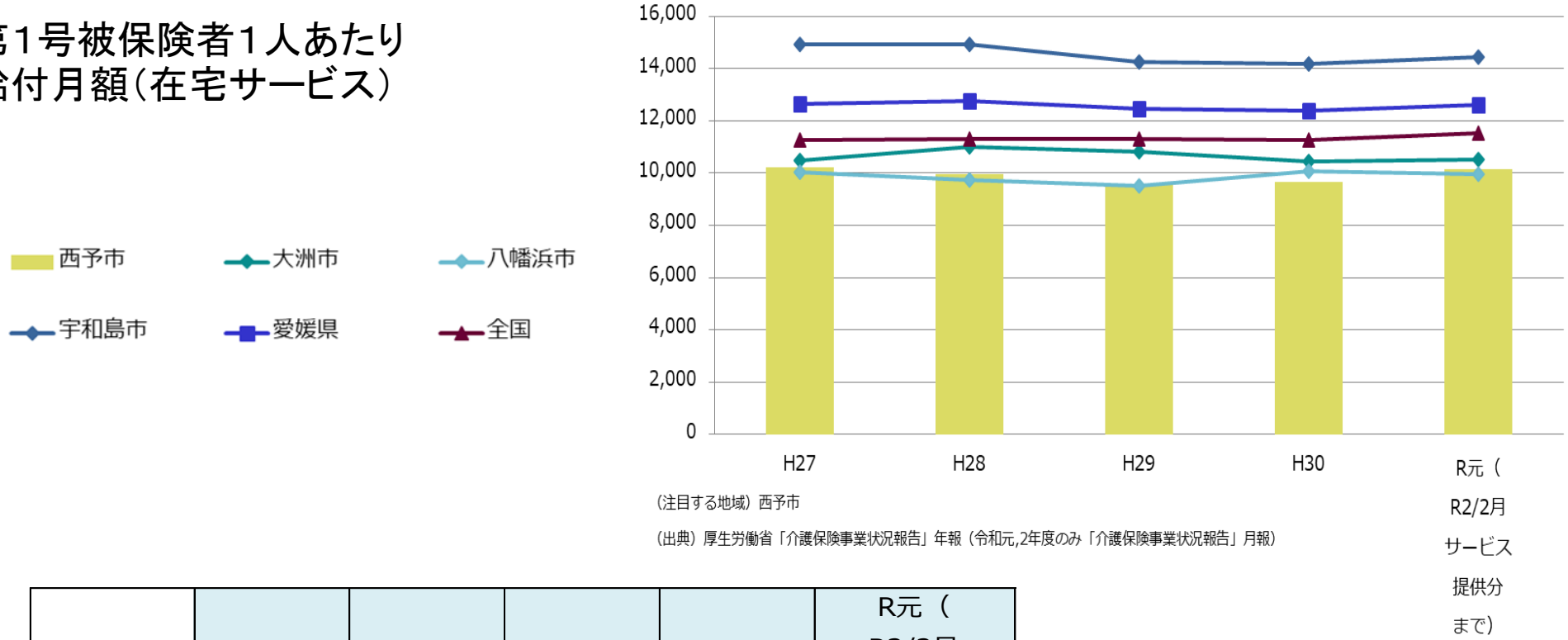

（注目する地域）西予市

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

	H27	H28	H29	H30	R元（R2/2月サービス提供分まで）
西予市	10,227	9,954	9,559	9,680	10,155
大洲市	10,487	11,016	10,835	10,452	10,520
八幡浜市	10,049	9,744	9,524	10,057	9,968
宇和島市	14,937	14,924	14,263	14,186	14,455
愛媛県	12,653	12,766	12,480	12,391	12,619
全国	11,282	11,295	11,320	11,262	11,548

⑥計画の進捗状況

実績値

		第6期				第7期			
		累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
第1号被保険者数	（人）	48,483	16,097	16,219	16,167	31,960	16,052	15,908	-
要介護認定者数	（人）	9,892	3,381	3,306	3,205	6,628	3,306	3,322	-
要介護認定率	（%）	20.4	21.0	20.4	19.8	20.7	20.6	20.9	-
総給付費	（円）	14,445,931,165	4,844,359,921	4,812,817,169	4,788,754,075	10,095,049,689	4,938,504,653	5,156,545,036	-
施設サービス	（円）	5,889,610,935	1,944,898,930	1,951,458,760	1,993,253,245	4,308,614,454	2,127,081,473	2,181,532,981	-
居住系サービス	（円）	2,791,193,719	914,354,916	928,495,916	948,342,887	1,998,889,868	952,646,651	1,046,243,217	-
在宅サービス	（円）	5,765,126,511	1,985,106,075	1,932,862,493	1,847,157,943	3,787,545,367	1,858,776,529	1,928,768,838	-
第1号被保険者1人あたり給付費	（円）	297,958.7	300,948.0	296,739.5	296,205.5	315,865.1	307,656.7	324,147.9	-

計画値

		第6期				第7期			
		累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
第1号被保険者数	（人）	48,403	16,117	16,169	16,117	48,009	16,155	16,009	15,845
要介護認定者数	（人）	11,266	3,589	3,756	3,921	10,081	3,311	3,360	3,410
要介護認定率	（%）	23.3	22.3	23.2	24.3	21.0	20.5	21.0	21.5
総給付費	（円）	15,243,154,000	4,986,088,000	5,126,418,000	5,130,648,000	15,578,330,000	5,103,194,000	5,214,477,000	5,260,659,000
施設サービス	（円）	6,047,654,000	1,972,173,000	2,029,566,000	2,045,915,000	6,403,502,000	2,133,870,000	2,134,816,000	2,134,816,000
居住系サービス	（円）	2,903,594,000	969,112,000	967,241,000	967,241,000	3,071,809,000	970,811,000	1,044,609,000	1,056,389,000
在宅サービス	（円）	6,291,906,000	2,044,803,000	2,129,611,000	2,117,492,000	6,103,019,000	1,998,513,000	2,035,052,000	2,069,454,000
第1号被保険者1人あたり給付費	（円）	314,921.7	309,368.2	317,052.3	318,337.7	324,487.7	315,889.4	325,721.6	332,007.5

対計画比（実績値/計画値）

※計画の進捗状況

		第6期				第7期			
		累計	H27	H28	H29	累計	H30	R元	R2
第1号被保険者数	（人）	100.2%	99.9%	100.3%	100.3%	66.6%	99.4%	99.4%	-
要介護認定者数	（人）	87.8%	94.2%	88.0%	81.7%	65.7%	99.8%	98.9%	-
要介護認定率	（%）	87.7%	94.3%	87.7%	81.5%	98.8%	100.5%	99.5%	-
総給付費	（円）	94.8%	97.2%	93.9%	93.3%	64.8%	96.8%	98.9%	-
施設サービス	（円）	97.4%	98.6%	96.2%	97.4%	67.3%	99.7%	102.2%	-
居住系サービス	（円）	96.1%	94.3%	96.0%	98.0%	65.1%	98.1%	100.2%	-
在宅サービス	（円）	91.6%	97.1%	90.8%	87.2%	62.1%	93.0%	94.8%	-
第1号被保険者1人あたり給付費	（円）	94.6%	97.3%	93.6%	93.0%	97.3%	97.4%	99.5%	-

⑦介護保険料

西予市の保険料額の推移

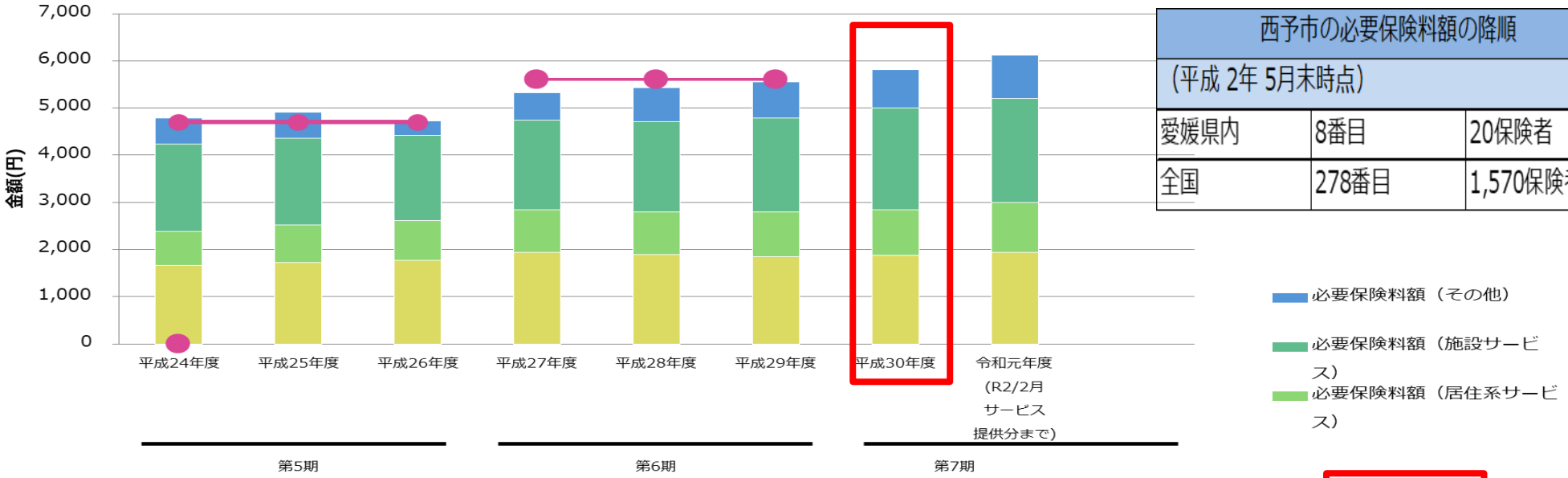

西予市の必要保険料額の降順		
（平成 2年 5月末時点）		
愛媛県内	8番目	20保険者
全国	278番目	1,570保険者

		第5期			第6期			第7期	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（R2/2月サービス提供分まで）
必要保険料額（合計）	（円）	4,783	4,908	4,733	5,321	5,427	5,551	5,821	6,127
必要保険料額（在宅サービス）	（円）	1,658	1,719	1,771	1,943	1,894	1,849	1,884	1,943
必要保険料額（居住系サービ	（円）	727	801	839	895	910	949	965	1,054
必要保険料額（施設サービス）	（円）	1,855	1,838	1,815	1,904	1,912	1,995	2,156	2,198
必要保険料額（その他）	（円）	543	550	308	579	711	758	816	932
保険料基準額	（円）	4,700	4,700	4,700	5,600	5,600	5,600	5,900	5,900
保険料基準額（愛媛県）	（円）	5,086	5,086	5,086	5,777	5,777	5,777	6,159	6,159
保険料基準額（全国）	（円）	4,735	4,735	4,735	5,405	5,405	5,405	5,784	5,784

（出典）【必要保険料額】平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の１２か月累計および介護保険事業計画に係る保険者からの報告値、令和2年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計および介護保険事業計画に係る保険者からの報告値

【保険料基準額】介護保険事業計画に係る保険者からの報告値

西予市の第１号被保険者１人あたり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額

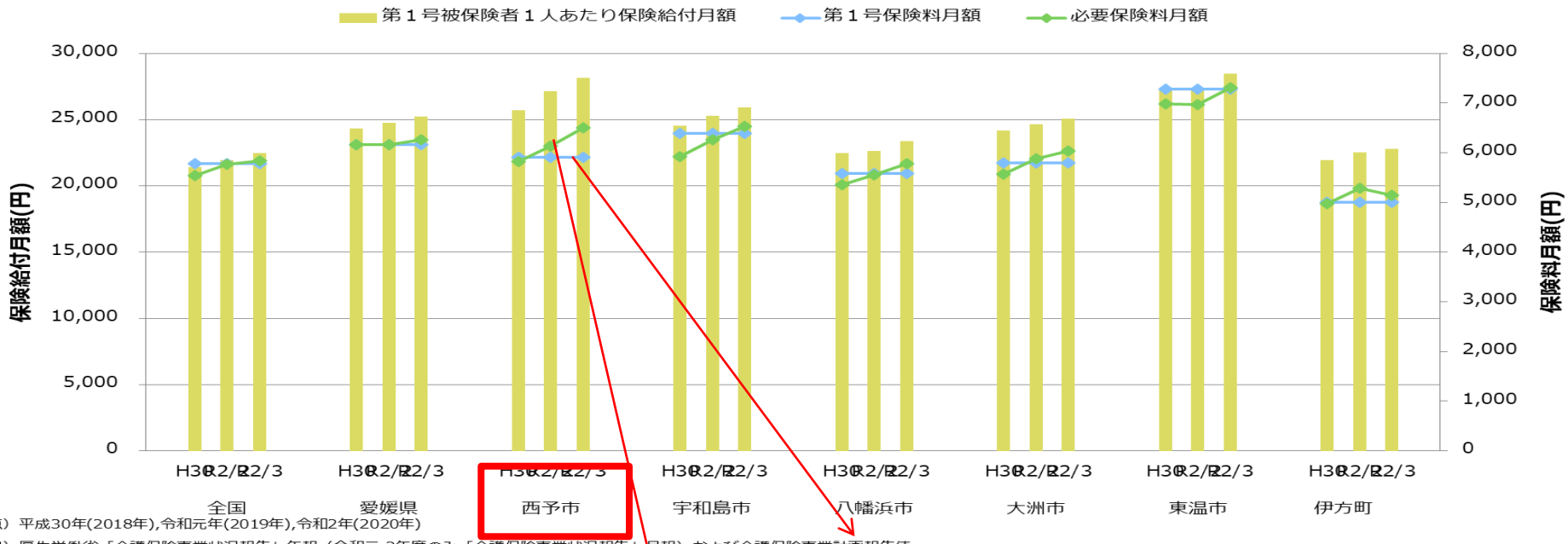

（時点）平成30年(2018年),令和元年(2019年),令和2年(2020年)
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および介護保険事業計画報告値
Hxx/Mと表示されている年度は、M月サービス提供分までの数値を用いて、当該年度の指標値を算出しています。

設定保険料

必要保険料

第７期における県内の介護保険料

○ 愛媛県の第1号保険者の平均介護保険料は、6,365円　　全国平均は 5,869円
○ うち最も高いのは東温市 7,278円　最も低いのは、伊方町 5,000円

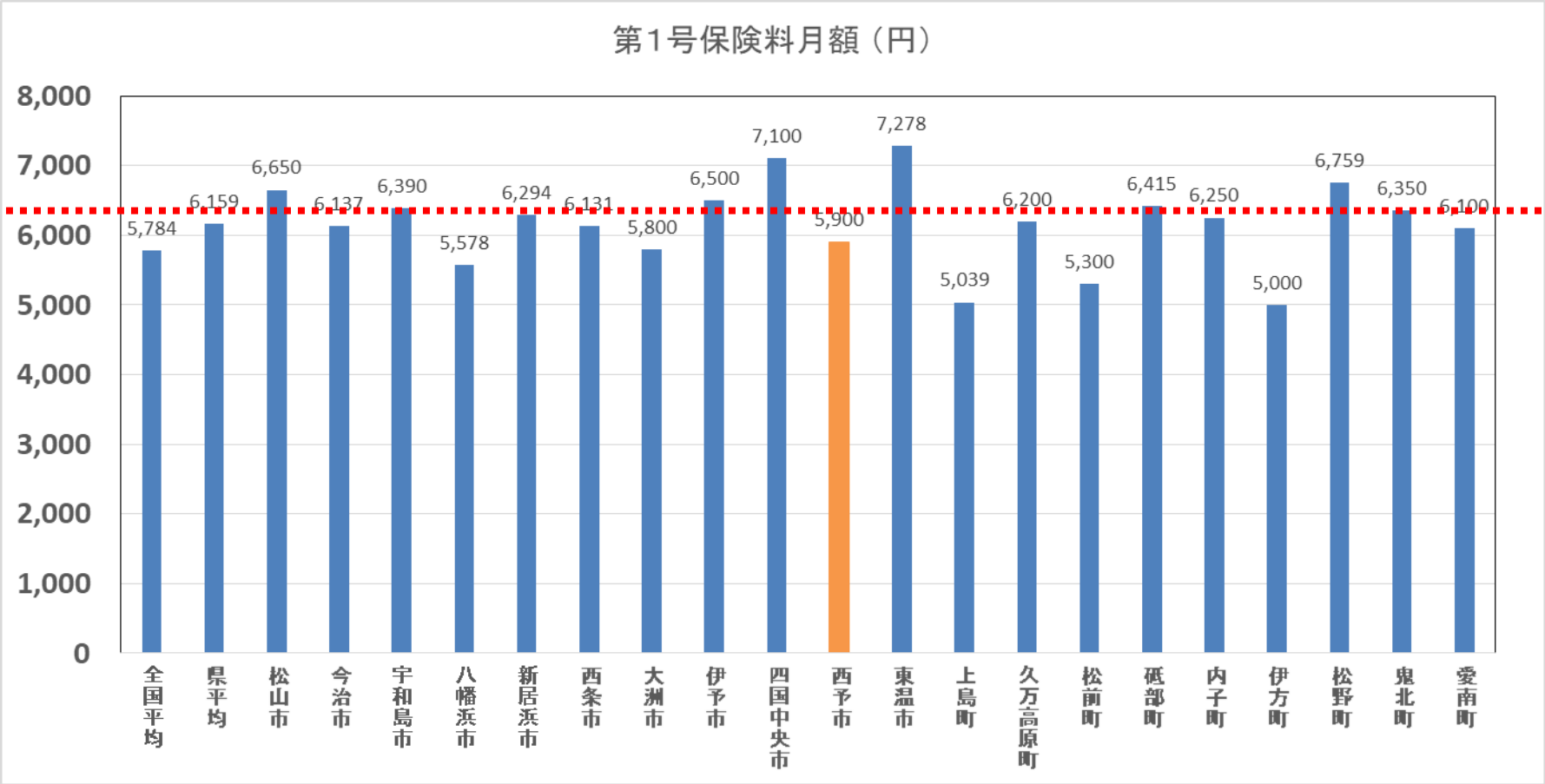

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
全　国	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,784円
愛媛県	2,962円	3,546円	4,526円	4,626円	5,379円	5,999円	6,159円
西予市		3,100円	3,800円	4,100円	4,700円	5,600円	5,900円

⑧高齢者福祉事業等

要介護（支援）護認定を受けている認知症高齢者数 65才以下含

全市	2,392

認知症サポーター養成講座受講者数

明 浜	
宇 和	
野 村	
城 川	
三 瓶	
全 市	5792

高齢者あんしんネットワーク加盟店数

明 浜	6
宇 和	33
野 村	34
城 川	21
三 瓶	5
全 市	99

徘徊高齢者等SOS登録事業登録者数

明 浜	9
宇 和	12
野 村	9
城 川	4
三 瓶	1
全 市	35

はり・きゅう・マッサージ券申請者数

明 浜	27
宇 和	117
野 村	106
城 川	72
三 瓶	84
全 市	406

在宅寝たきり老人等介護手当受給者数

明 浜	2
宇 和	9
野 村	6
城 川	3
三 瓶	3
全 市	23

緊急通報装置利用者数

	設置数	休止数	計
明 浜	14	2	16
宇 和	26	2	28
野 村	33	8	41
城 川	14	4	18
三 瓶	18	1	19
全 市	105	17	122

高齢者路線バス利用助成事業申請者数

明 浜	241
宇 和	94
野 村	264
城 川	92
三 瓶	292
全 市	983

老人クラブ数、会員数

	クラブ数	会員数		
			男性	女性
市連合会	126	5358	2307	3051
明浜連合会	16	621	307	314
宇和連合会	49	1842	813	1029
野村連合会	24	961	390	571
城川連合会	12	361	178	183
三瓶連合会	25	1573	619	954

シルバー人材センター会員数

明 浜	6
宇 和	85
野 村	23
城 川	1
三 瓶	51
全 市	166

養護老人ホーム措置者数

三楽園	50
奥伊予荘	67
権現荘	1
くすのき荘	1
全市	119

※市長寿介護課調べ（R2．8月末時点）

用 語 解 説（７期計画掲載　参考）

用語	説明
あ　行	
ＩＣＴ （アイシーティー）	Information and Communication Technology の略。 パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。ＩＴとほぼ同様の意味だが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communication という言葉を入れたＩＣＴが用いられている。
アセスメント	介護や障害のサービス提供や生活困窮者等への支援に当たり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しをたてるために、事前に把握、評価、分析を行うこと。
一般介護予防	要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、すべての高齢者が介護予防に取組みやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等。
ＮＰＯ （エヌピーオー）	Non-Profit Organization の略。民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体。
ＭＣＩ （エムシーアイ）	Mild Cognitive Impairment の略。軽度認知障害の意味。 認知機能（記憶、決定、理由づけ、実行など）のうち、ひとつの機能に問題が生じてはいるが、日常生活には支障がない状態。認知症の前段階と考えられ、適切な支援を要する。
オストメイト	がんや事故による臓器の機能障害により、人口的に腹部に人工肛門や人工膀胱を増設した人。
か　行	
介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たに創設された介護保険施設。
介護給付	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。５段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が行う地域密着型サービスなどがある。
介護保険サービス	介護保険制度では、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいう。
介護支援専門員	「ケアマネジャー」参照。
介護者	要支援・要介護認定者を介護する人。

用語	説明
介護相談員	介護サービスの提供の場を訪ね、サービス利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う人。サービス事業所等への介護相談員派遣等事業を行う市町村に登録されている。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図り、苦情に至る事態を未然に防止する。
介護保険施設	介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービスが利用可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、介護医療院がある。
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。
介護予防サポーター養成講座	高齢者の介護予防を支援する市民を養成することで、地域における介護予防の推進を図り、市民自身の介護予防にも繋げることを目的とした講座。
介護予防支援	要支援１・２の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成、サービス事業所等との連絡調整などを行う。
介護予防･生活支援サービス事業	市町村が主体となって実施する地域支援事業の一つ。要支援者等に対し、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等。
介護予防･日常生活支援総合事業	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。 これまで全国一律の基準で提供されてきた介護予防サービス等と違い、要支援認定の有無に捉われず、多様な担い手による新しいサービスを提供が可能となっている。
介護療養型医療施設	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な要介護認定者のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護認定者のための施設。入所により、食事・入浴・排せつなどの介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援などが受けられる。介護保険法では、介護老人福祉施設、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれている。
介護老人保健施設（老人保健施設）	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状態に合わせたケアプラン（施設サービス計画）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができる。
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスの一つで、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービス。家庭的な環境のもとに行う、通い・訪問・宿泊のサービスを提供する。※旧名称「複合型サービス」。

用語	説明
機能訓練	疾病や負傷等により心身の機能が低下している人に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のこと。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等（社会的機能訓練）がある。
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。
共生型サービス	障害福祉サービス事業所等であれば介護保険事業所としての指定を受けやすくする特例を設けることにより、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくし、障害者が高齢者になった場合になじみの事業所を利用し続けられるようにする仕組み。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を図る。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。
居宅介護支援事業所	ケアマネジャー（介護支援専門員）が常駐し、要介護者や家族の依頼を受けて、要介護者の心身の状況、環境、希望等を考慮してケアプラン（居宅サービス計画）の作成やその他の介護に関する相談を行う。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が在宅で介護を受ける人の家庭を訪問し、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。
Kintone(キントーン)	医療・介護・福祉等の情報共有や意見交換等のために、本市が導入したシステム。多職種が閲覧できるシステム作りを行うことにより、リアルタイムの情報共有を実現し、スピーディーな対応に繋げている。
ケアハウス	「軽費老人ホーム」参照。
ケアプラン	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置付けられている機能。
ケアマネジャー	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

用語	説明
軽費老人ホーム	高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。 Ａ型、Ｂ型、ケアハウスの３種類がある。原則として 60 歳以上の人が対象。Ａ型は、高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって家族による援助が困難な方。Ｂ型はＡ型の要件に加えて自炊が可能な人。ケアハウスは、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な方。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。
権利擁護	認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。
後期高齢者	75 歳以上の高齢者。
交通弱者	①移動制約を受ける者。例えば、自家用車を持てない（持たない）、高齢者や障害者、子ども等。②交通事故の被害者になりやすい人。自動車やバイクに対し、歩行者である子どもや高齢者等。
コーホート	同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のこと。人口推計に用いる方法に「コーホート要因法」や「コーホート変化率法」がある。
高齢化率	高齢者の人口比率。65 歳以上の人口を総人口で除した比率のこと。
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。
さ　行	
社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担う。
若年性認知症	18 歳から 64 歳までに発症した認知症の総称。アルツハイマー病、脳血管障害、頭部外傷など原因が様々である。10 万人当たり 40 人程度の発症率で、患者数は全国に数万人と推定される。 なお、発症原因が外傷性疾患及び内分泌疾患等の場合は 65 歳になるまで介護保険は適用されない。
住宅改修	手すり取り付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取り換え等住宅改修を行った場合に改修費を支給。
小規模多機能型居宅介護	利用者の在宅で、又は利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援や機能訓練をいう。

用語	説明
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
新オレンジプラン	厚生労働省が関係府省庁と合同で平成 27 年１月 27 日策定。団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を見据え、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、総合的に推進していく「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を指す。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
西予市生き活きシニアポイントモデル事業	平成 29 年度に野村地区で試験的に実施された事業。 60 歳以上の方が行うボランティア活動に対し、商品券に交換可能なポイントを付与することで、市民の地域活動を促進する。本人の健康づくりと、地域貢献を通じた生きがいづくり及び社会参加の促進を図り、介護予防の推進といきいきとした地域社会づくりを目的としている。
西予市国民健康保険特定健康診査等第２期実施計画	「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条に基づく「特定健診等基本指針」に則して、本市が平成 20 年３月に策定し、平成 25 年３月に第２期計画として見直している計画。40～74 歳の被保険者が対象となっており、５年を１期としている。
前期高齢者	65 歳以上 75 歳未満の高齢者。
た　行	
第１号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の住民。
第２号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期（昭和 22 年から昭和 24 年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。平成 37 年（2025 年）には、すべての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。
短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム等の施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練。
短期入所療養介護（ショートケア）	介護老人保健施設、介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う。

用語	説明
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。
地域支援事業	介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の５つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。 主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。
地域保健医療計画	医療法の規定に基づき、都道府県が策定する計画。基本方針に即し、かつ、地域の実情に応じて当該都道府県における医療提供体制の確保を図るためのもの。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービス。
地域密着型サービス	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。
地域密着型通所介護	通所介護事業所等で提供される、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練をいう（ただし、利用定員が19名未満のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除く）。
通所介護（デイサービス）	在宅で介護を受けている人が、日帰りで施設サービスを利用すること。行き帰りの送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。
通所リハビリテーション（デイケア）	在宅で介護を受けている人が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設にて、リハビリテーションを受けること。心身の機能に低下がみられる人が対象となる。

用語	説明
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
特定健康診査	40 歳以上 75 歳未満の人に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している要介護認定を受けた利用者に対して、食事・入浴・排せつ等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送る上で必要となる支援を行う。
特定福祉用具購入	福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられる等、貸与にはなじまないもの（これを「特定福祉用具」という）を購入すること。該当用具：腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分。
特定保健指導	特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した人に対して、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスを行う保健指導をいう。
な　行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるようにするため、市町村内にいくつかに設定される生活圏域。
任意事業	地域支援事業のうち、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等のこと。
認知症	一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。以前は痴呆症と呼ばれていた。
認知症ケアパス	認知症の方やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オレンジリング」を付けてもらう。
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の支援や機能訓練を行う。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の方やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合。
ノーマライゼーション	障害者や高齢者等が、ほかの人々と等しく生きることを目指し、社会環境を整備していく考え方。
は　行	

用語	説明
徘徊高齢者	認知症などで徘徊により居場所が分からなくなっている高齢者。
バリアフリー	高齢者・障害のある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁（バリア）を除去する必要があるという考え方。
ＢＭＩ （ビーエムアイ）	Body Mass Index の略。体重と身長から肥満度を表す指標。 体重÷身長÷身長で算出される。
ＰＤＣＡサイクル （ピーディーシーエーサイクル）	事業活動における成果管理を円滑に進める手法。Ｐlan（計画）、Ｄｏ（実行）、Ｃheck（評価）、Ａct（改善）の４段階を繰り返し、業務を継続的に改善していく。
福祉用具貸与	高齢者の身体機能の変化に対応するため、福祉用具指定を受けた用具が借りられる。車いす、特殊寝台、手すり、スロープ等。
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響から心身の脆弱性が出現した状態であるが、適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能な状態。
包括的支援事業	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等。
訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）が介護を受ける人の自宅を訪問し、日常生活を支援する。入浴、排せつ、食事の介護等。
訪問看護	在宅で介護を受ける高齢者等に主治医の指示に基づき看護師等を派遣し、病状の確認や医療処置を行うこと。
訪問入浴介護	在宅にて介護を受けている人が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等の専門職が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーション。
保険給付費	介護保険サービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。
保険料基準額（月額）	事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第１号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を、補正第１号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、さらに 12 か月で除したもの。
ま　行	
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。
メタボリックシンドローム	「生活習慣病」参照。

用語	説明
モニタリング	要介護者等に対して必要な介護サービスが提供されているか、状況の変化により新たなニーズが発生していないかなど、現状を把握し観察すること。
や　行	
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時来てもらうサービスを組み合わせて利用する訪問介護サービスのこと。
有料老人ホーム	食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設。
ユニバーサルデザイン	障害・能力に関わらずに利用することができる施設や製品等の設計。
要介護認定	要支援１・２、要介護１～５の７段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。
養護老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由で、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設。 特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではなく、行政による措置施設であり、入所の申込みは施設ではなく市町村に行う。
予防給付	「介護予防通所介護」等、要支援１・２の対象者に実施される給付のこと。
ら　行	
連携せいよ	市民が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、医療・保健・福祉・介護にかかるサービスについて連携をとりながら、地域における解決困難な問題や課題を検討し、新たなサービスの整備や、支援体制の構築などの提案を図ることを目的とした本市の協議会。